

第3期久慈市 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

(令和8年3月一部改定)

久慈市

はじめに



現在、全国的に少子化や人口減少が進行する中で、核家族化や子育てに対する価値観や働き方の多様化、地域コミュニティの希薄化などにより、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、ニーズに応じた多様なサービスの提供が求められています。

また、子育てに不安や孤立感、負担感を抱いている家庭の増加や、貧困や虐待、不登校、ヤングケアラーなどの問題も深刻化、複雑化していることから、こどもと家庭を社会全体で支えることが求められています。

これまで本市では、平成 27 年度から、5 年間を計画期間とする「久慈市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実について計画的に取り組んでまいりましたが、このたび、「第 2 期久慈市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和 7 年 3 月をもって満了を迎えることから、令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月の 5 年間を計画期間とする「第 3 期久慈市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第 3 期の子ども・子育て支援事業計画では、これまでの取組やアンケート結果を踏まえ、「必要なサービスとその利用量」を見込んだうえで、「サービスを提供するための確保策」等を定め、本市の子育て支援の更なる充実を目指すこととしております。

全ての子ども達が心身ともに健やかに育つことはもちろん、これから子どもを生み育てようとする若い世代が「このまちで子育てしたい」と思えるような久慈市を目指してまいりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「久慈市児童福祉審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリングなどにご協力をいただき、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、その他関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

久慈市長 遠藤 謙一

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
第2章 こども・子育て支援の現状と課題	6
1 本市における人口とこども人口の状況	6
2 子育て環境の状況	8
3 就労状況	9
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況	10
5 「久慈市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	11
6 アンケート調査の概要	13
7 本市における課題の整理	24
第3章 計画の基本理念と基本目標	26
1 計画の基本理念	26
2 計画の基本目標	27
3 施策の体系図	28
第4章 子ども・子育て支援の事業展開	30
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域	30
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	32
3 教育・保育施設	36
4 地域型保育事業	40
5 相談支援事業	41
6 訪問系事業	43
7 通所系事業	45
8 その他事業	53
第5章 その他関連施策の展開	56
基本目標1 地域における子育て支援の充実	57
基本目標2 職業生活と家庭生活の両立支援	62
基本目標3 こどもの健やかな成長に資する環境の整備	65
基本目標4 特別な支援が必要なこどもへの配慮	73
第6章 計画の推進体制	79
1 計画の推進	79

2	関連機関との連携	79
3	計画の進行管理及び計画の点検・評価	80
資料編		81
1	久慈市 児童福祉審議会	81

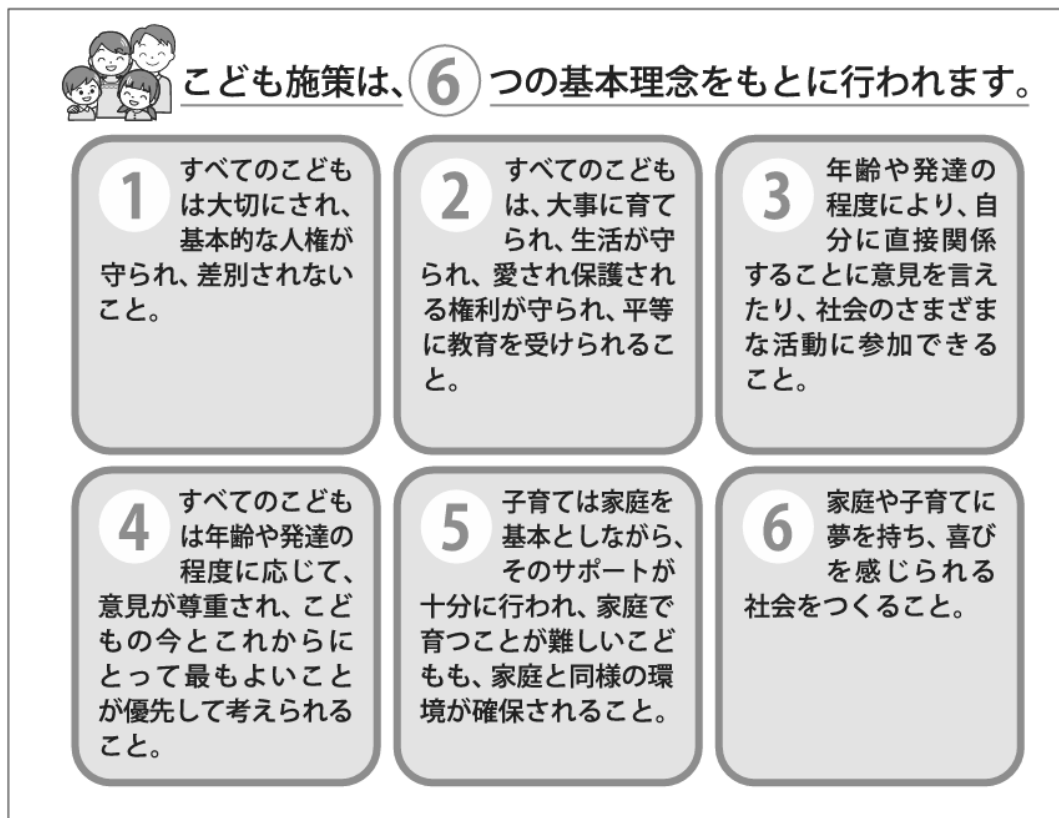
第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国では、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現を目指すこととしています。そのため、社会全体としてこども施策に取り組めるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が制定・施行されました。

また、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

■こども基本法に定められた6つの基本理念



今日のこども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国のこども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられています。

久慈市（以下「本市」という。）においても市町村子ども・子育て支援事業計画として「第2期久慈市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全てのこどもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備を行ってきました。

「第2期久慈市子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度が計画期間の最終年度となっており、近年の制度改正やこども・子育てをめぐる国や県の動きを反映した「第3期久慈市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

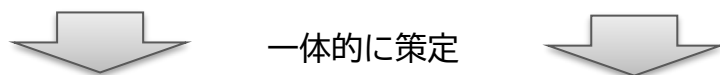
2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものであり、具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、次世代育成支援対策推進法第8条における「市町村行動計画」と一体的に策定することとします。

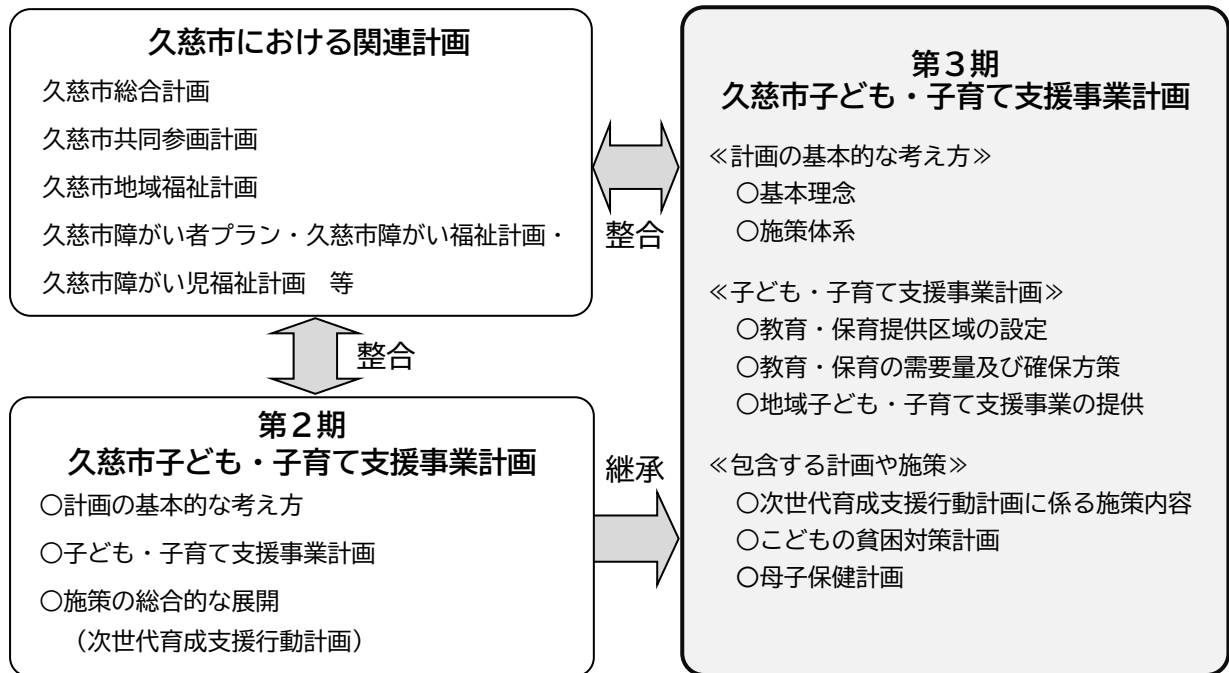
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「久慈市総合計画」のこども・子育て支援にかかる分野別計画



第3期久慈市子ども・子育て支援事業計画

（２）他の計画との関係

本計画は、「久慈市総合計画」を最上位計画とし、こども・子育て分野の個別計画として位置づけます。また、関連する福祉関係計画等と整合に取り組みます。

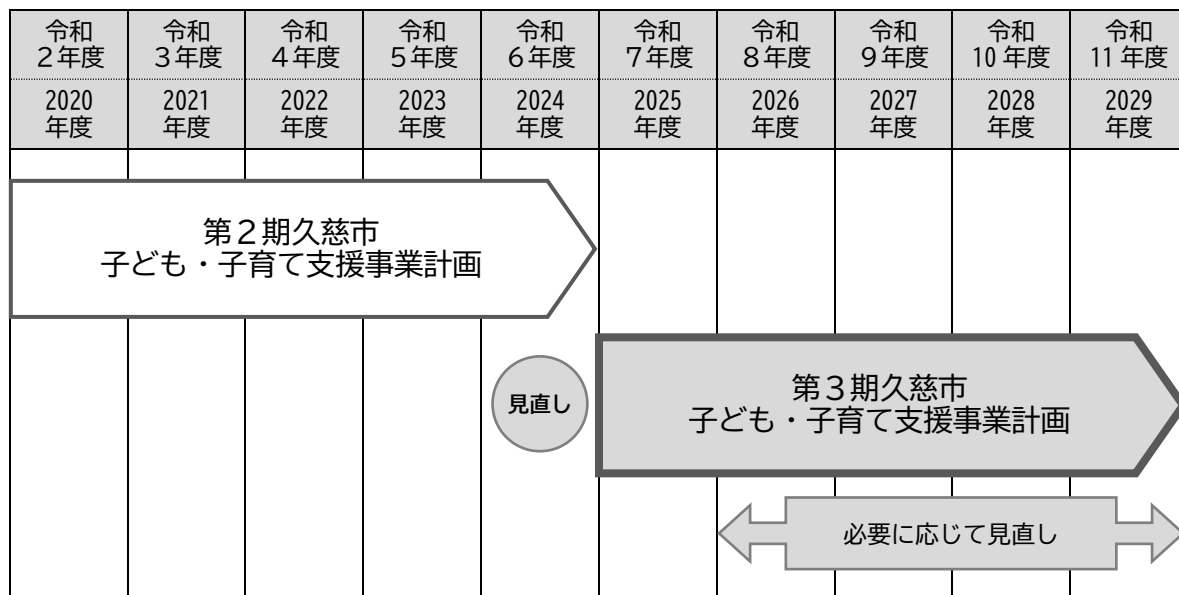


3 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青少年期に至るまでの、おおむね18歳までの全てのこどもとその家庭を対象としています。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。一体的に策定する計画の計画期間も同様に令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じ見直しを行います。

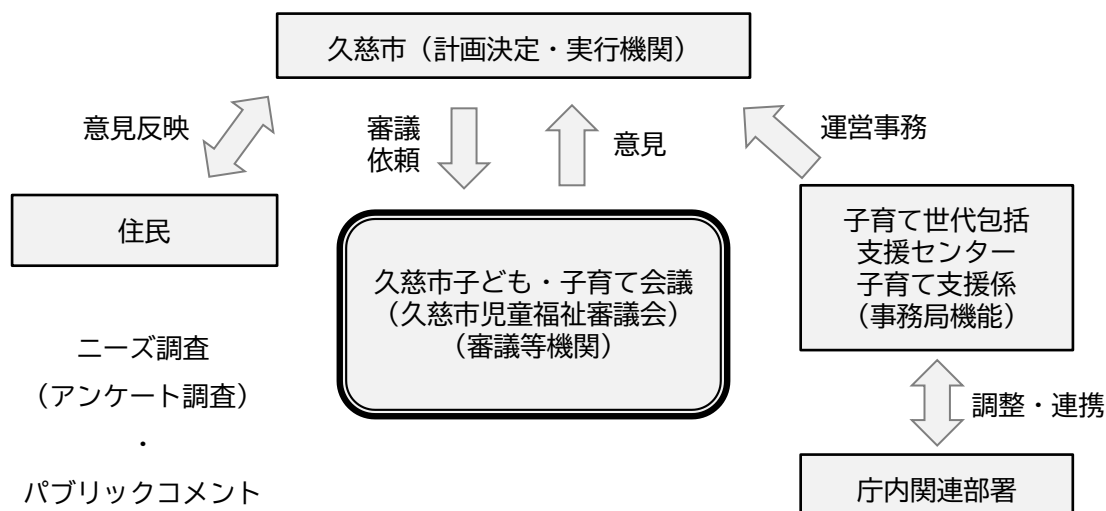


5 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められている「久慈市子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営及び施策推進に関する事項についての審議を行います。

■策定体制のイメージ図



（２）子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（アンケート調査）

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎データの収集を目的として、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、ニーズ調査を令和6(2024)年4～5月に実施しました。

（３）パブリックコメント

本計画の素案を市のホームページなどで公開し、広く住民の方々から意見を募り、市民の意見反映を行いました。

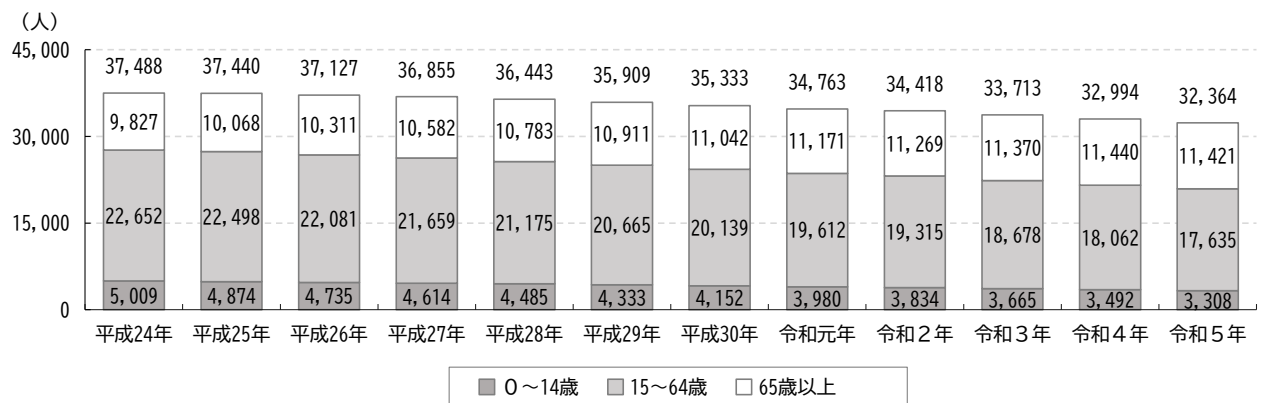
第2章 こども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口とこども人口の状況

(1) 人口とこども人口の推移

本市の人口は平成24年以降徐々に減少している状況ですが、3階級別人口をみると、平成24年以降老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少しています。

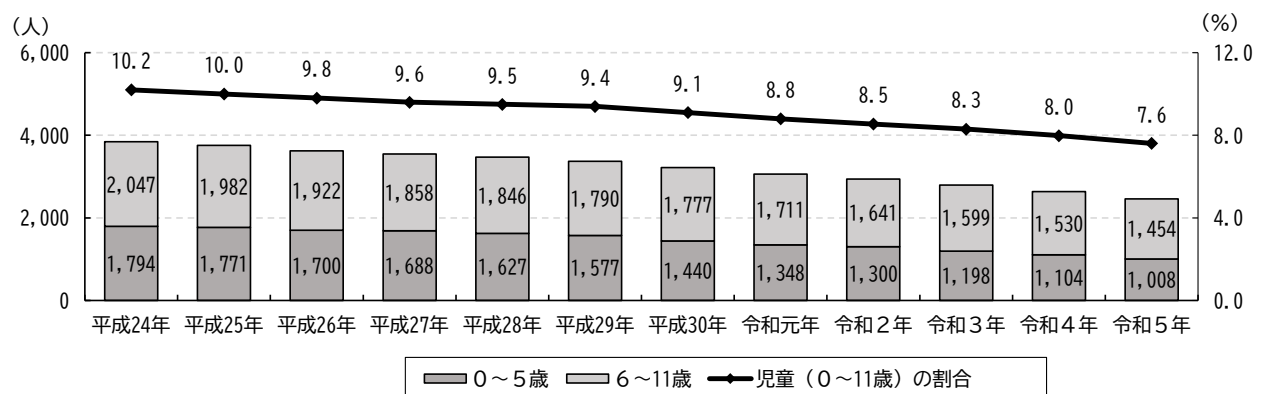
3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

こども人口（就学前児童及び小学校児童）もまた、平成24年以降減少しており、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。

人口とこども人口の推移

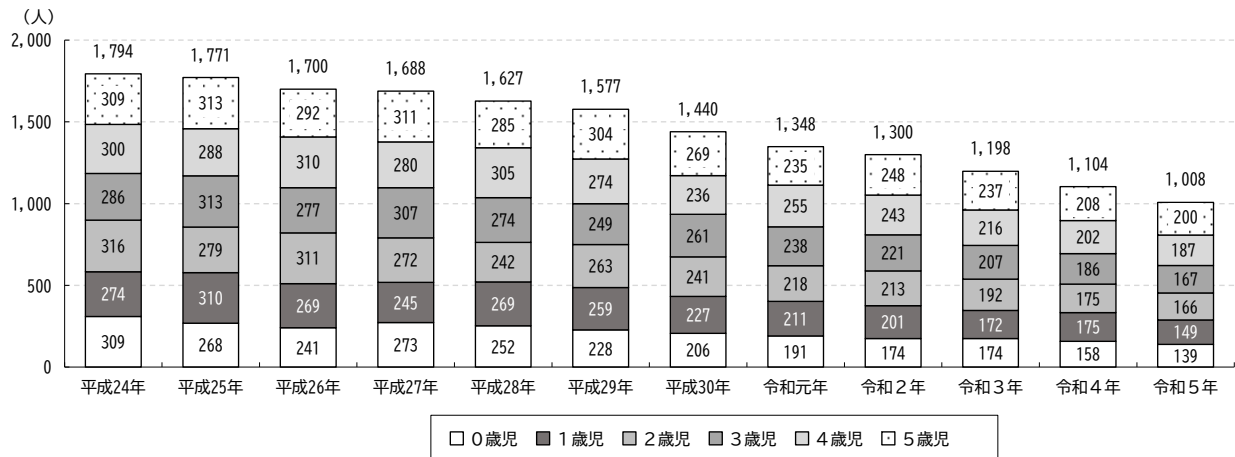


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年4月1日）

さらに、就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成24年から令和5年にかけて各年齢とも4～5割ほど減少しています。特に近年では0歳児が平成24～29年に増減を繰り返した後、減少が続いています。このように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）が共に減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

0～5歳児の人口推移

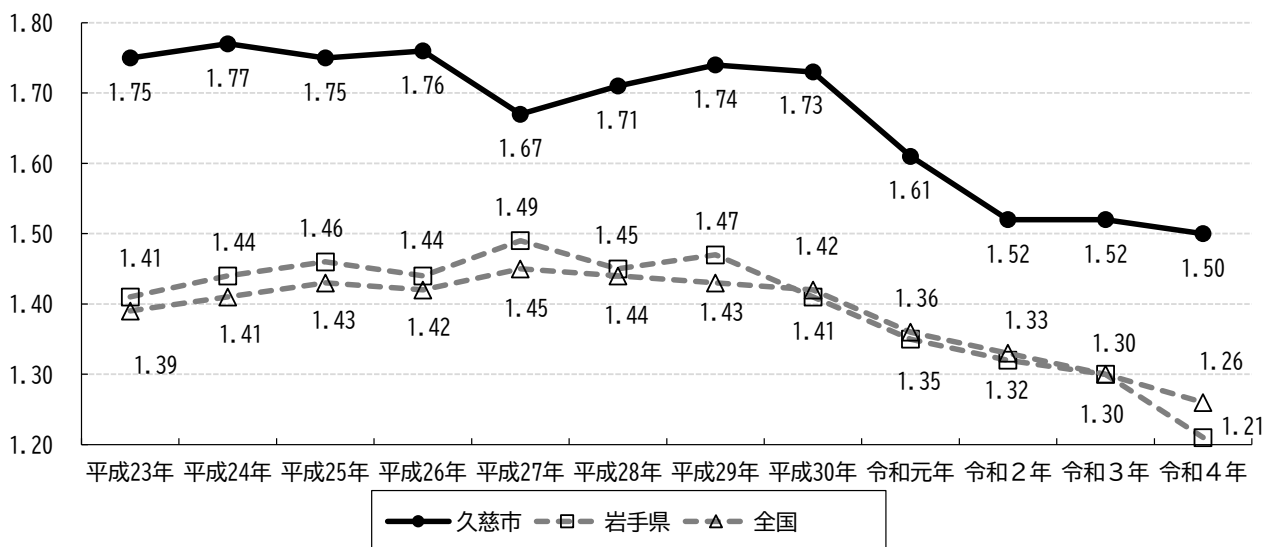


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成23年から平成26年の間は全国・岩手県における推移と同様におおむね横ばいの状態が続いていますが、平成27年に急低下後、平成28年に上昇に転じたものの、平成30年以降、低下しています。

合計特殊出生率の推移



資料：岩手県保健福祉年報（人口動態編）、厚生労働省人口動態調査

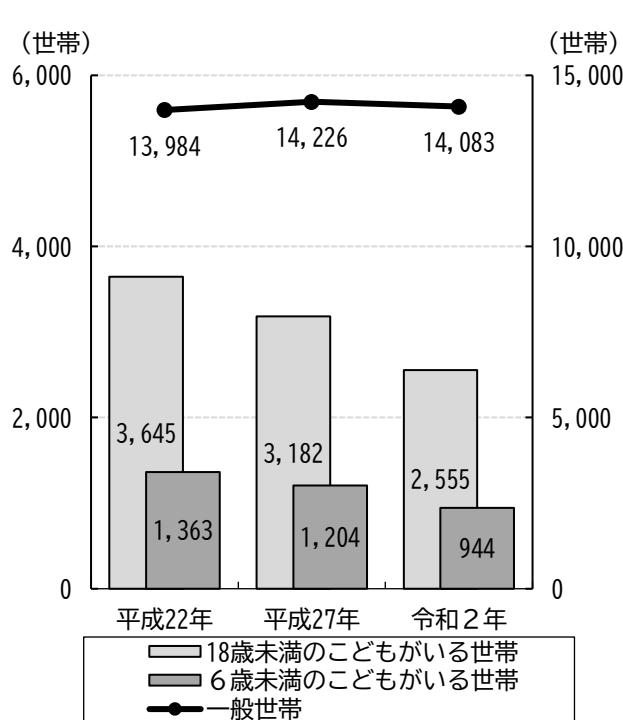
2 子育て環境の状況

(1) 子育て家庭の推移

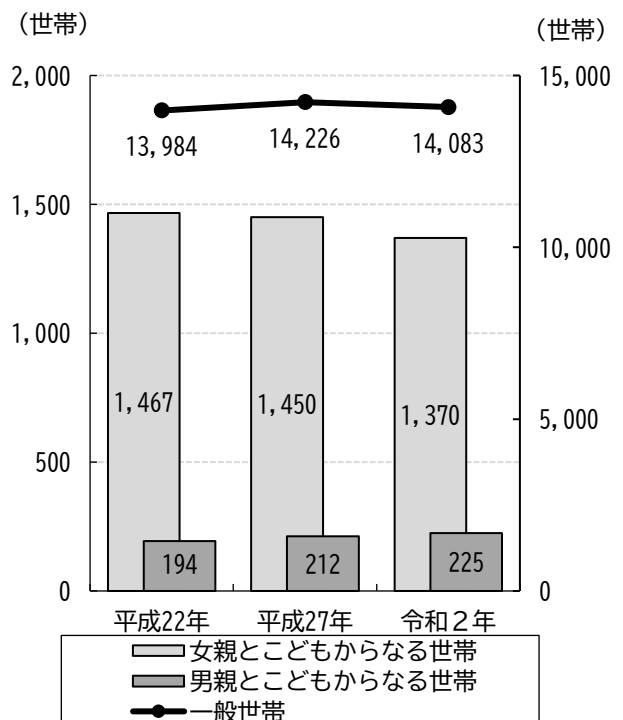
平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は横ばい傾向にありますが、6歳未満のこどもがいる世帯、18歳未満のこどもがいる世帯は共に減少しています。

また、ひとり親世帯の推移をみると、女親とこどもからなる世帯は減少傾向にあり、男親とこどもからなる世帯はわずかに増加傾向にあります。

子育て世帯（18歳未満のこどもがいる世帯）



ひとり親世帯



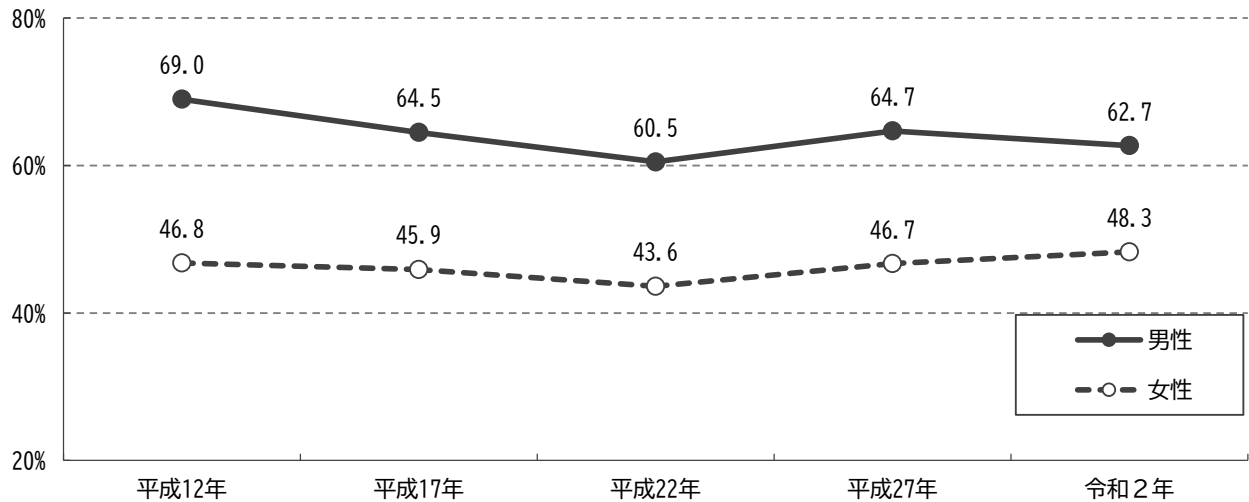
資料：国勢調査（各年10月）

3 就労状況

(1) 本市の就業率

本市の15歳以上の就業率をみると、男性の就業率は平成22年までは低下が続き、平成27年には上昇に転じたものの、令和2年に再び低下しています。女性の就業率も平成22年まで低下が続き、平成27年以降は上昇しています。

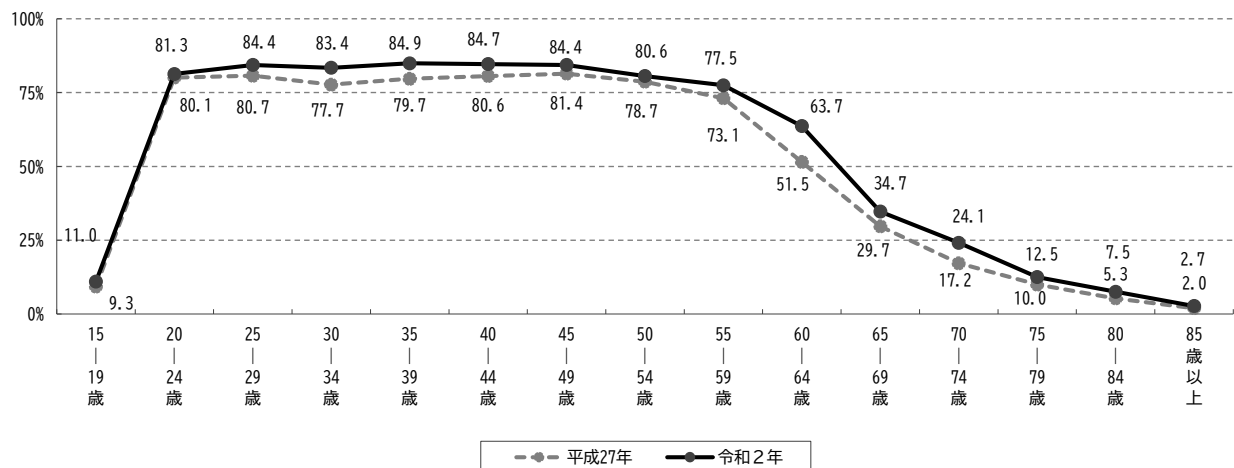
男女別就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月）

女性の年齢別労働力率は、結婚前に上昇した後、育児（子育て）期間において一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという傾向があります。しかし、本市では、平成27年にはこのM字カーブも解消されつつあり、令和2年には増減の幅がより狭くなっています。また、令和2年には60～64歳の女性の労働力率に大きな上昇がみられます。

女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査（各年10月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、下表のとおりとなっています。

子育て支援事業の提供体制（令和5年度）

子育て支援サービス事業名	単位	施設数等	定員数（人）
1 幼児期の教育・保育事業※令和6年4月1日現在			
幼稚園	か所	-	-
認定こども園	か所	5	355
認可保育所	か所	14	510
2 地域型保育事業			
小規模保育施設	か所	-	-
家庭的保育	か所	-	-
居宅訪問型保育	か所	-	-
事業所内保育施設	か所	-	-
3 地域の子育て支援事業			
子育て短期支援事業	か所	-	-
地域子育て支援拠点事業	か所	2	-
延長保育事業	か所	21	-
一時預かり事業	か所	19	-
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）	か所	3	-
ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	-	-
放課後児童クラブ（学童保育）	か所	12	549
4 その他			
へき地保育所・児童館（休園中の3施設を除く）	か所	1	30
認可外保育施設	か所	1	40

資料：子育て支援課調べ

5 「久慈市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設

「久慈市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育施設の数値目標と実施状況は次のとおりです。

教育施設・保育施設（3歳以上のこども）の目標と実績

		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
1号認定こども(3歳以上の教育利用)	認定こども園・幼稚園	人	95	73
	確認を受けない幼稚園	人	0	0
2号認定こども(3歳以上の保育利用)	認定こども園・保育所	総数	609	462
		(教育ニーズ)	(0)	(0)

教育・保育施設（3歳未満のこども）の目標と実績

		単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
3号認定こども(0歳児の保育利用)	認定こども園・保育所	人	99	118
	地域型保育	人	0	0
3号認定こども(1・2歳児の保育利用)	認定こども園・保育所	人	317	257
	地域型保育	人	0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「久慈市子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業の目標と実績

	単位	第2期計画目標	実績 (令和5年度)
利用者支援事業	か所	2	2
延長保育事業	人	282	299
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	人	594	472 ※R6実績値
子育て短期支援事業	人日	0	0
地域子育て支援拠点事業	人回／月	1,532	1,063
一時預かり事業	人	5,670	13,844
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	人	0	0
病児・病後児保育事業	人	664	883
妊婦健康診査	人	159	124
乳児家庭全戸訪問事業	人	159	129
養育支援訪問事業	人	29	9

6 アンケート調査の概要

■調査の概要

「第3期久慈市子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）」の策定を進めるにあたり、子育て家庭の生活状況や市の施策に対する、保護者の方の意見・要望を把握し、本市の新しい子育て支援策を検討するため、調査を実施しました。

■調査の対象と実施方法

○調査対象：本市在住の就学前児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年4月16日～令和6年5月13日

○調査方法：WEB回答

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
696 票	334 票	48.0%

○調査対象：本市在住の小学生児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和6年4月16日～令和6年5月13日

○調査方法：WEB回答

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
708 票	287 票	40.5%

■調査報告書の見方

百分率による集計では、回答者数（該当質問では該当者数）を100%として算出しています。本文及び図中の数字に関しては、全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、全ての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、全ての割合の合計が100%を超えることがあります。

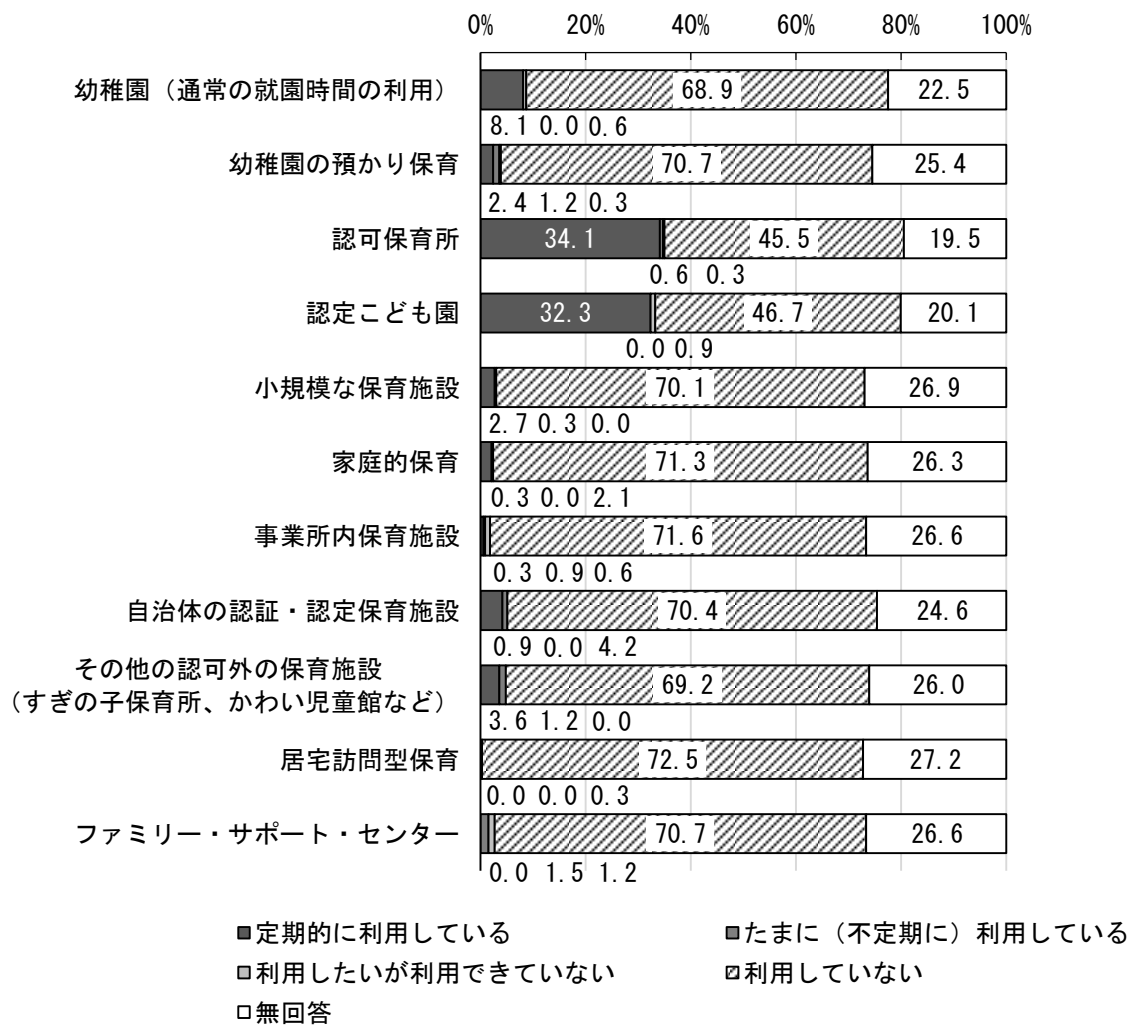
(1)「定期的」な教育・保育の利用状況について

○「定期的」な教育・保育事業の利用状況

現在定期的にご利用している事業は、「認可保育所」が34.1%と最も高く、次いで「認定こども園」が32.3%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が8.1%となっています。

利用していない割合は、「認可保育所」「認定こども園」以外では7割前後となっています。

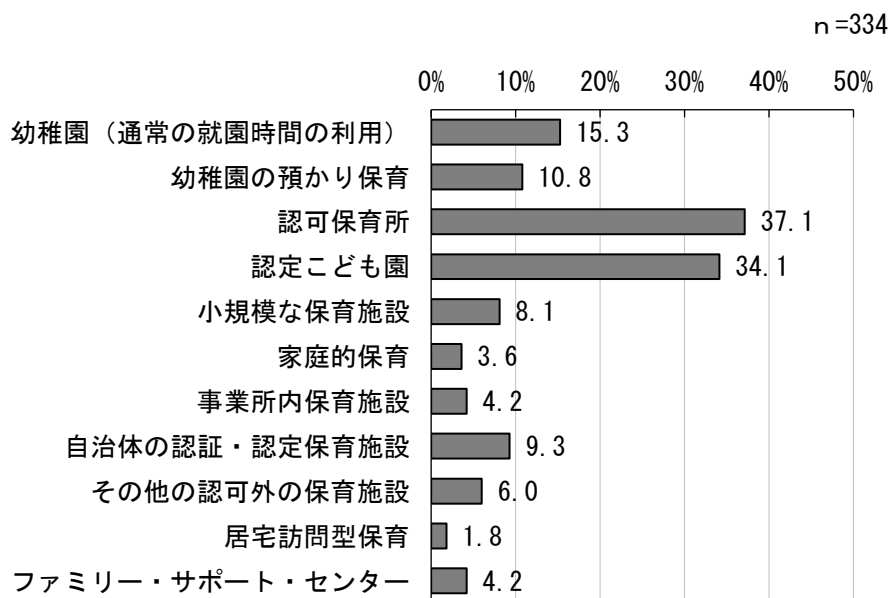
n=334



○今後の「定期的な」教育・保育事業の利用の有無

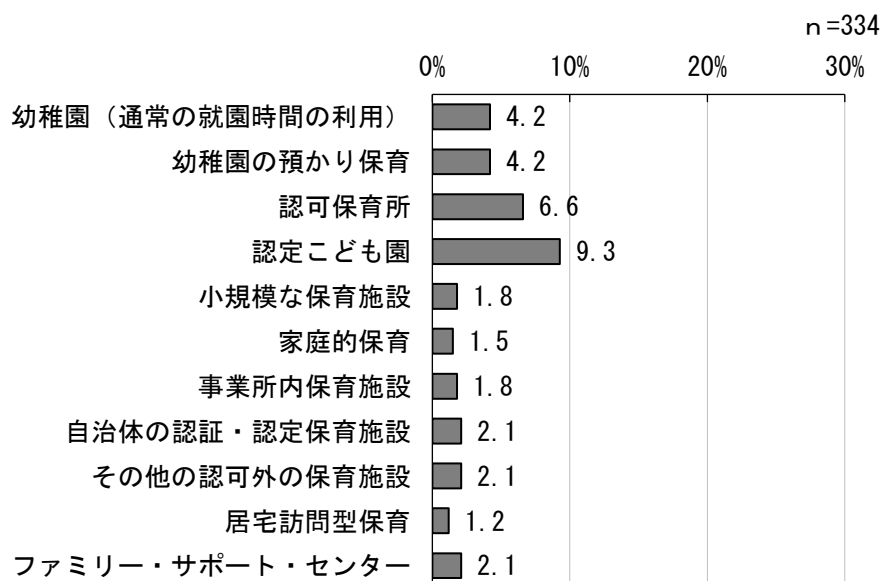
【平日】

今後、平日に定期的に利用したい事業は、「認可保育所」が37.1%と最も高く、次いで「認定こども園」が34.1%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が15.3%となっています。



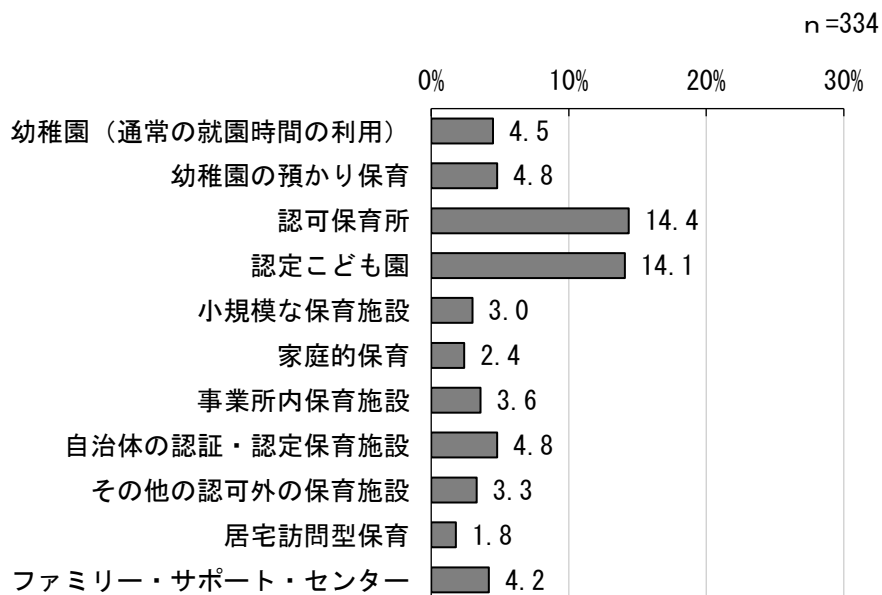
【お子さんの長期休暇期間中】

今後、こどもの長期休暇期間中に定期的に利用したい事業は、「認定こども園」が9.3%と最も高く、次いで「認可保育所」が6.6%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育」がそれぞれ4.2%となっています。



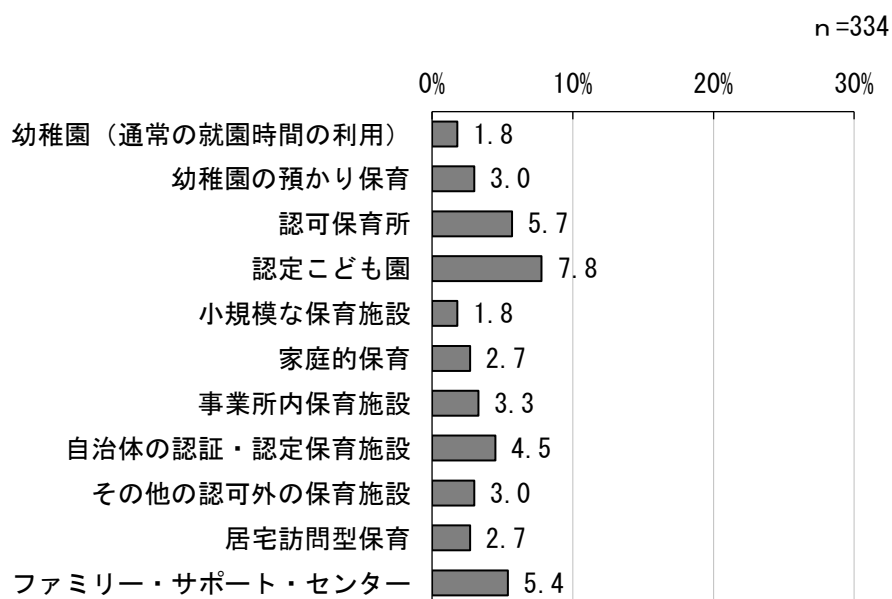
【土曜日】

今後、土曜日に定期的にご利用したい事業は、「認可保育所」が14.4%と最も高く、次いで「認定こども園」が14.1%、「幼稚園の預かり保育」「自治体の認証・認定保育施設」がそれぞれ4.8%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が4.5%となっています。



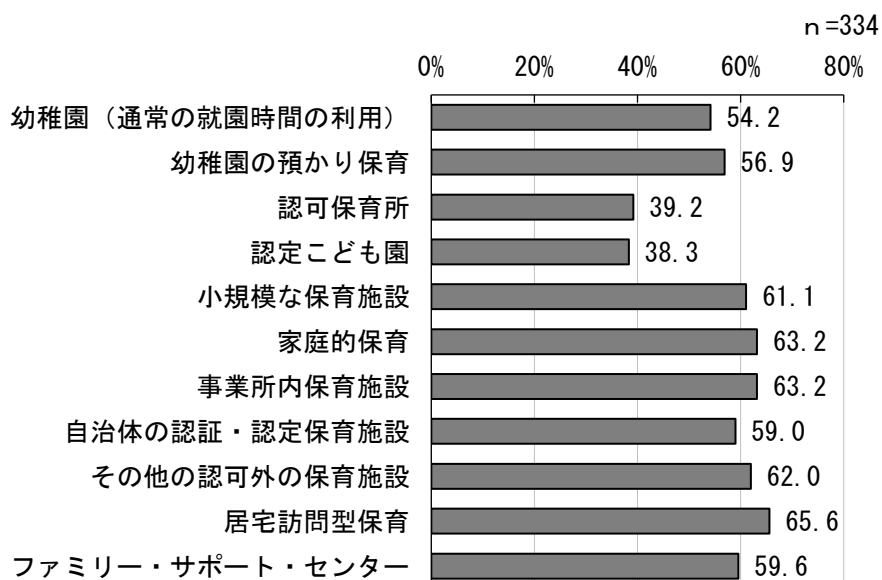
【日曜・祝日】

今後、日曜・祝日に定期的にご利用したい事業は、「認定こども園」が7.8%と最も高く、次いで「認可保育所」が5.7%、「ファミリー・サポート・センター」が5.4%となっています。



【利用希望はない】

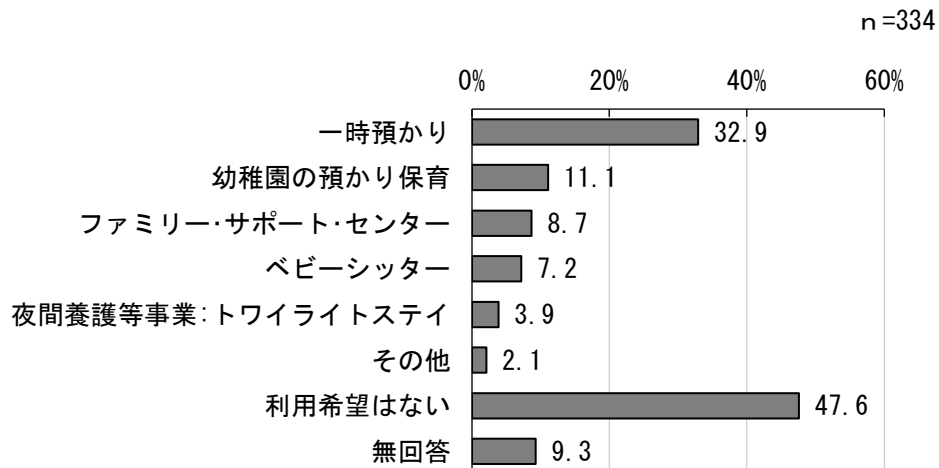
今後、利用の希望はない事業は、「居宅訪問型保育」が65.6%と最も高く、次いで「家庭的保育」「事業所内保育施設」がそれぞれ63.2%、「その他の認可外の保育施設」が62.0%となっています。



(2)「不定期」な教育・保育の利用状況について

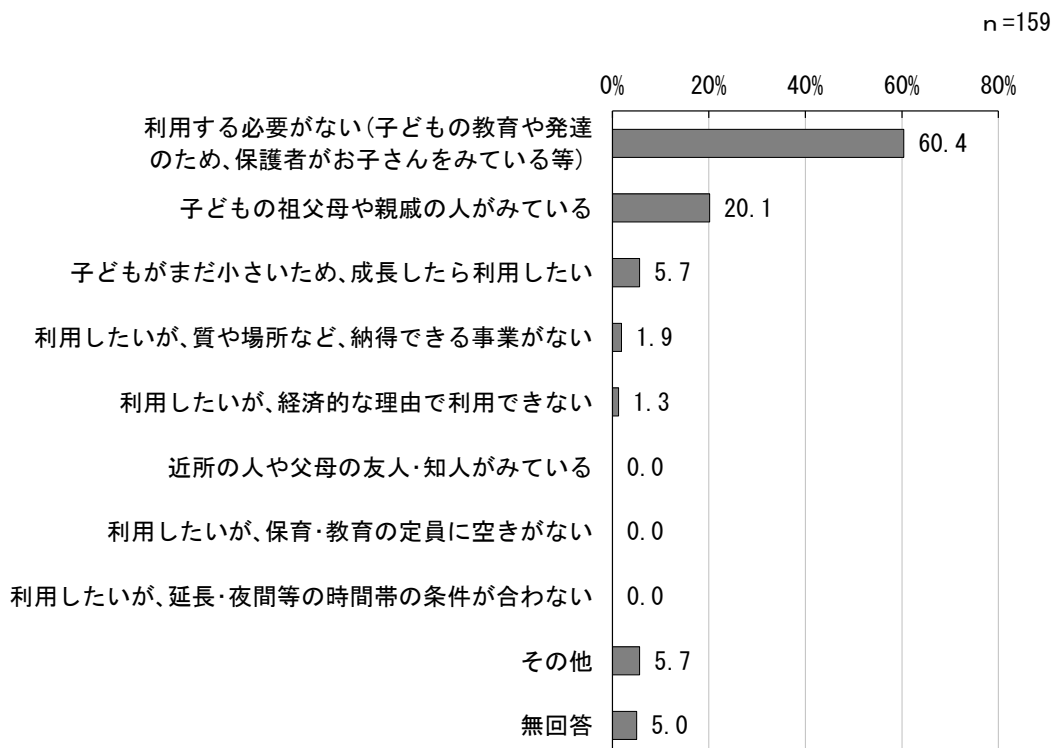
○「不定期に」利用したい一時預かり事業の有無

今後、不定期に利用したい一時預かり事業の有無は、「利用希望はない」が47.6%と最も高く、次いで「一時預かり」が32.9%、「幼稚園の預かり保育」が11.1%、「ファミリー・サポート・センター」が8.7%となっています。



○一時預かり事業の利用を希望しない理由

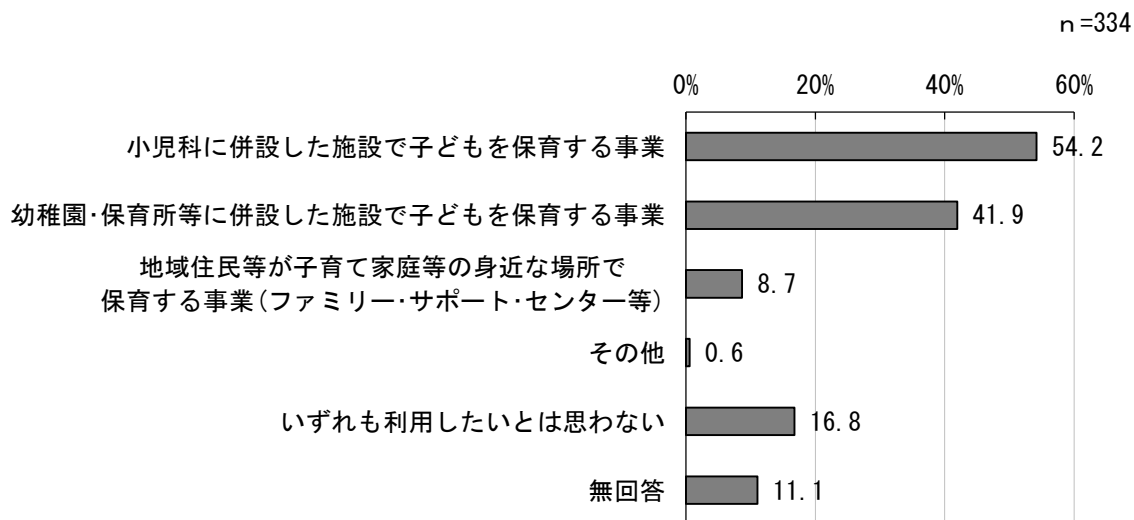
一時預かり事業の利用を希望しない理由は、「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」が60.4%と最も高く、次いで「子どもの祖父母や親戚の人がみている」が20.1%、「子どもがまだ小さいため、成長したら利用したい」が5.7%となっています。



(3) お子さんの病気やけがの際の対応について

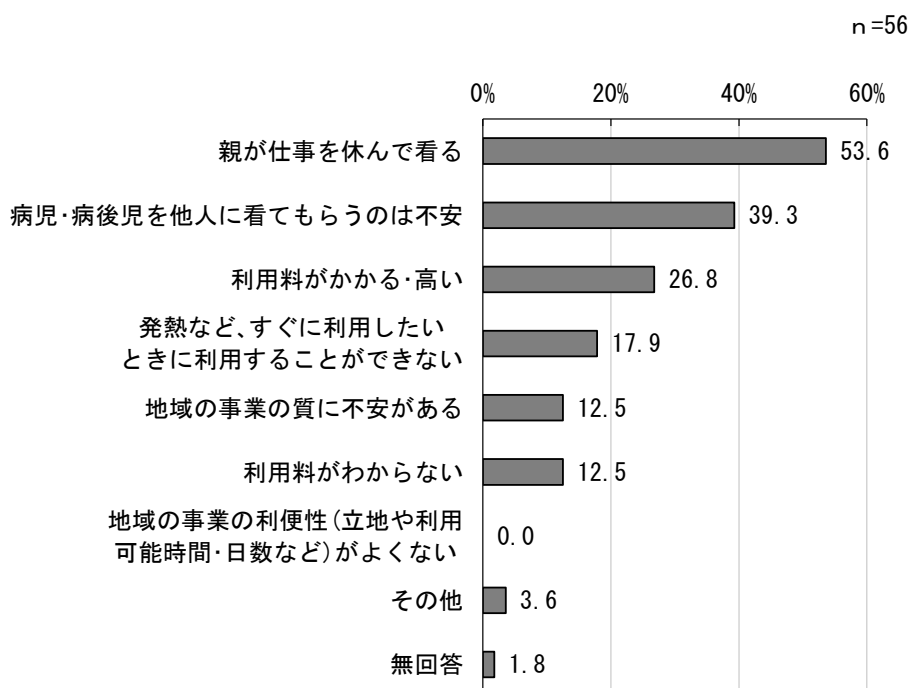
○病児・病後児保育の利用意向

こどもが病気やけがの際、利用したい病児・病後児保育施設は、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が54.2%と最も高く、次いで「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」が41.9%、「いずれも利用したいとは思わない」が16.8%となっています。



○保育施設を利用したいと思わない理由

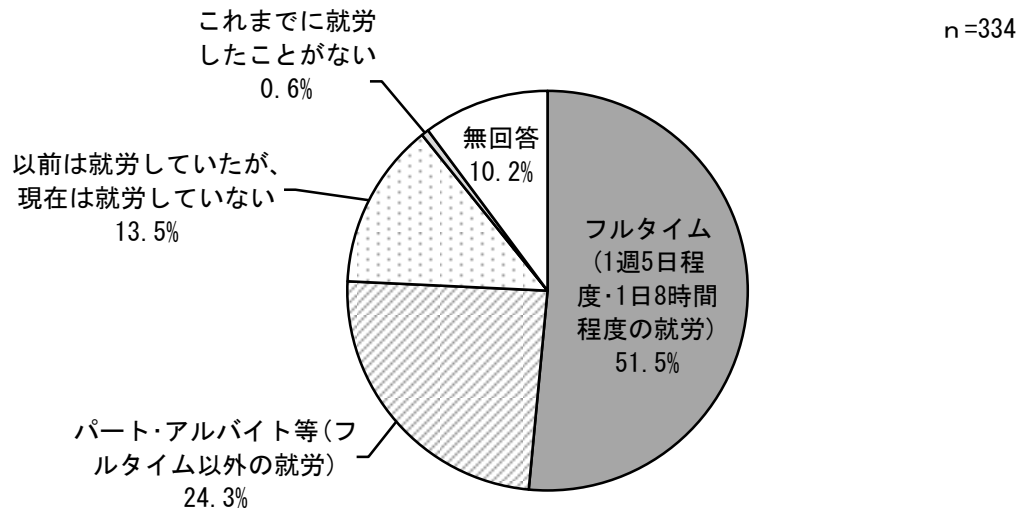
保育施設を利用したいと思わない理由は、「親が仕事を休んで見る」が53.6%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が39.3%、「利用料がかかる・高い」が26.8%となっています。



(4) 保護者の就労状況について

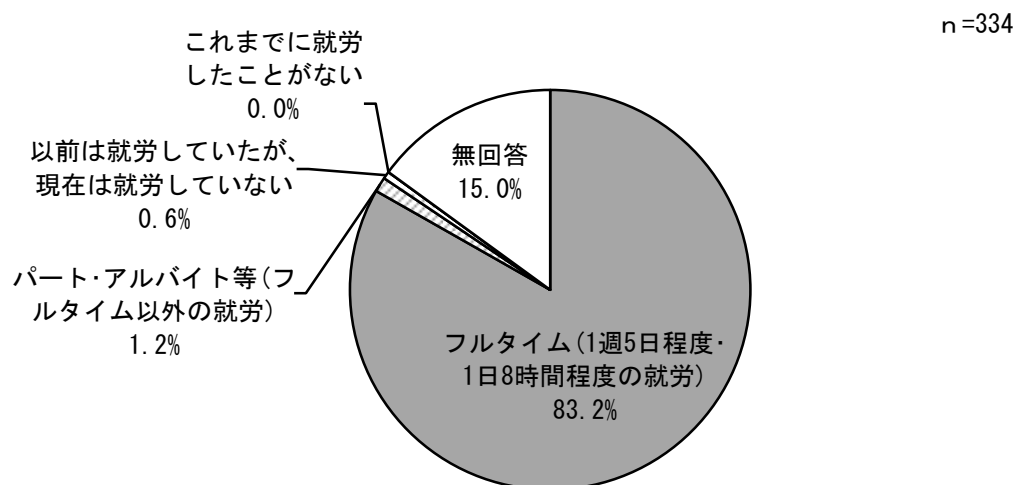
○母親の就労形態

母親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が51.5%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が24.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.5%、「これまでに就労したことがない」が0.6%となっています。



○父親の就労形態

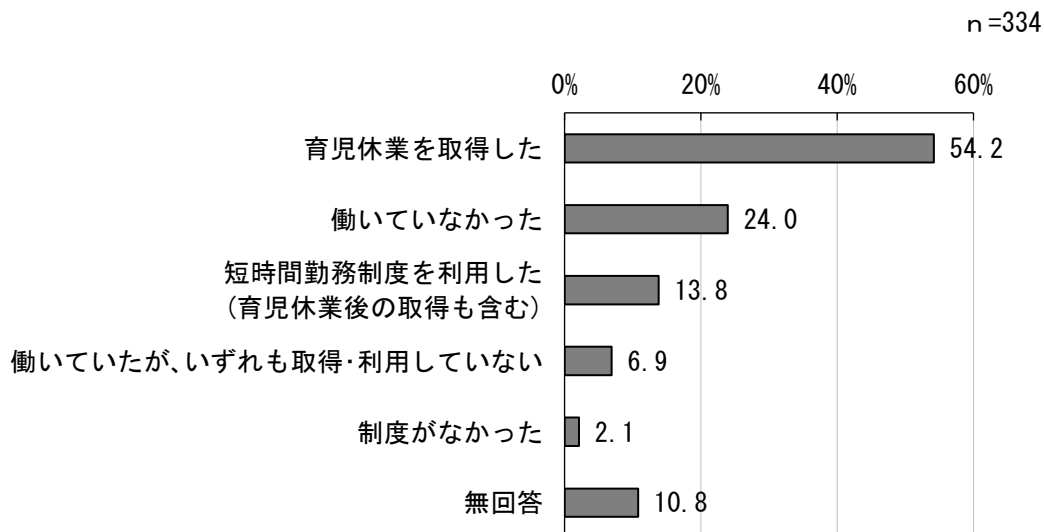
父親の就労形態は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が83.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」が1.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.6%となっています。



(5) 育児休業や短時間勤務制度などの職場の両立支援について

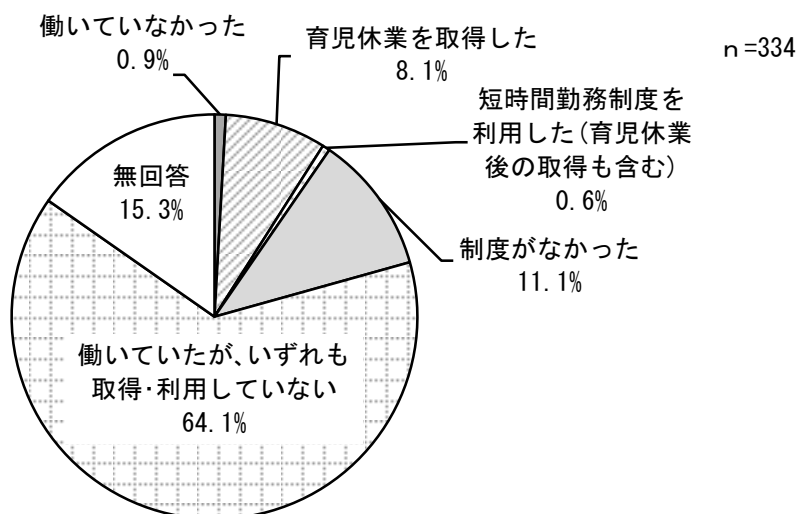
○母親の育児休業制度・短時間勤務制度の利用状況

こどもが生まれた時の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況は、「育児休業を取得した」が54.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が24.0%、「短時間勤務制度を利用した（育児休業後の取得も含む）」が13.8%となっています。



○父親の育児休業制度・短時間勤務制度の利用状況

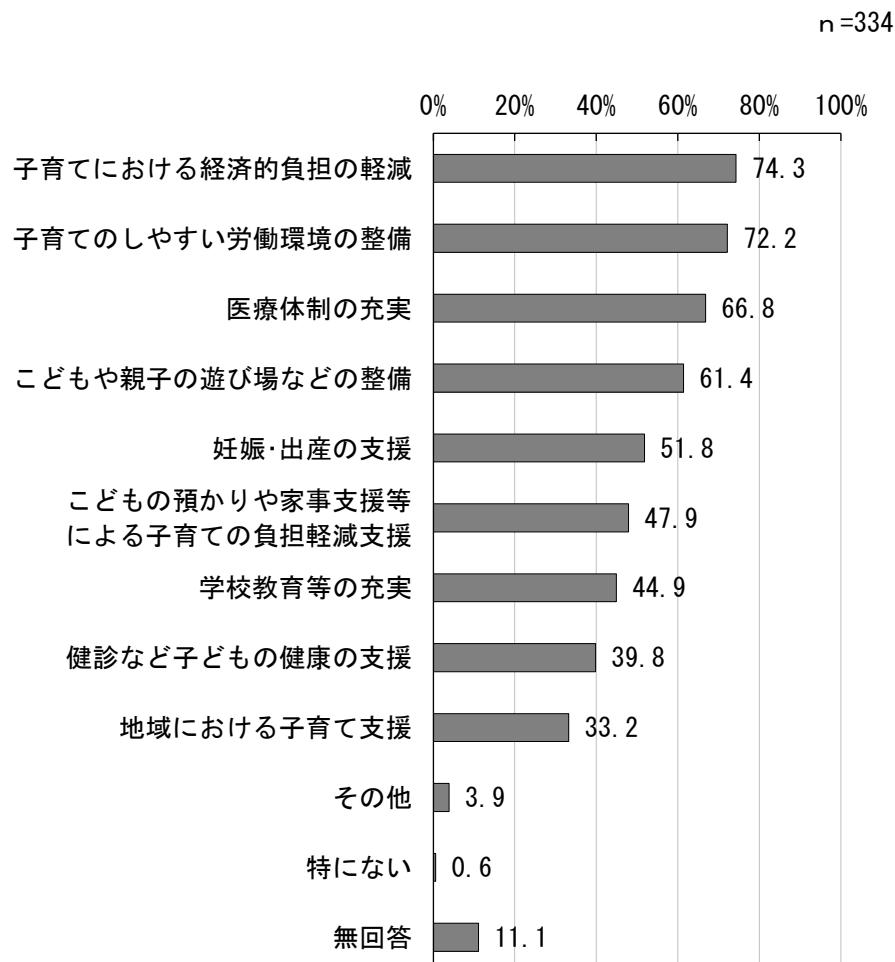
こどもが生まれた時の育児休業制度・短時間勤務制度の取得状況は、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」が64.1%と最も高く、次いで「制度がなかった」が11.1%、「育児休業を取得した」が8.1%となっています。



（6）子育て環境全般への評価や意向

○望ましい子育て支援施策

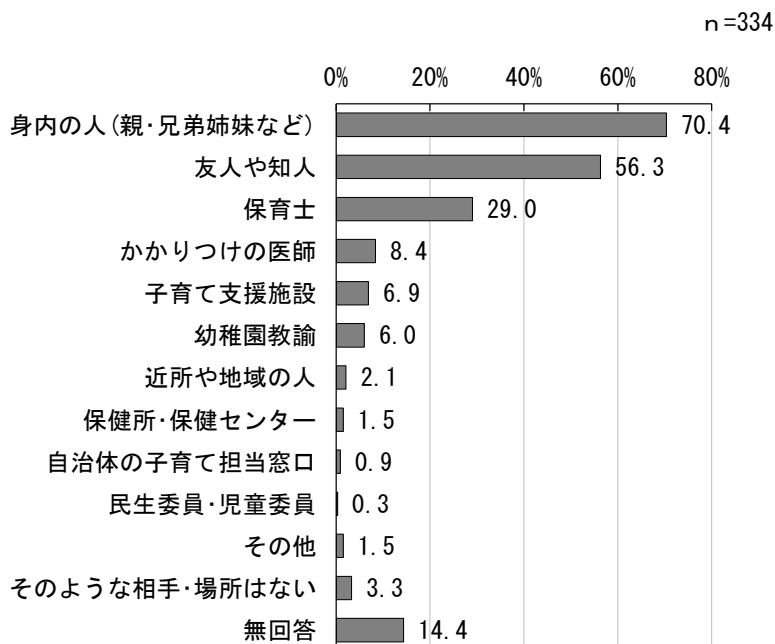
望ましい子育て支援施策は、「子育てにおける経済的負担の軽減」が74.3%と最も高く、次いで「子育てのしやすい労働環境の整備」が72.2%、「医療体制の充実」が66.8%となっています。



(7) こどもの育ちをめぐる環境について

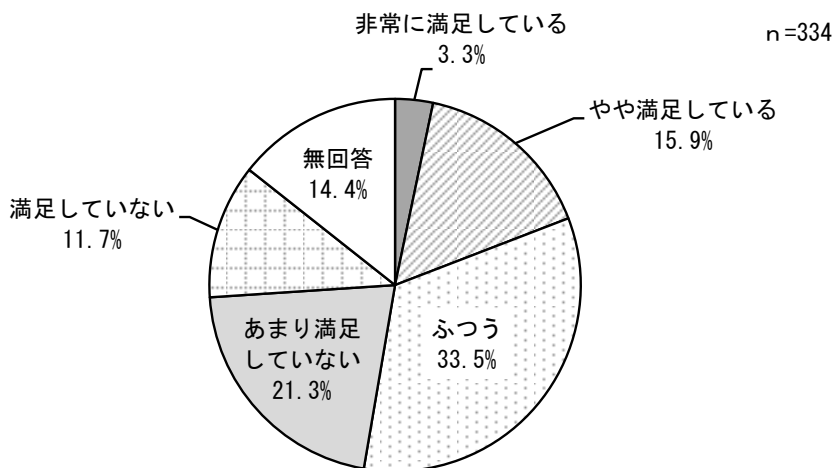
○こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手・場所

こどものことや子育てについて気軽に相談できる相手や場所は、「身内の人（親・兄弟姉妹など）」が70.4%と最も高く、次いで「友人や知人」が56.3%、「保育士」が29.0%となっています。



○子育て環境や支援の満足度

居住地域における子育て環境や支援の満足度は、「ふつう」が33.5%と最も高く、次いで「あまり満足していない」が21.3%、「やや満足している」が15.9%、「満足していない」が11.7%、「非常に満足している」が3.3%となっており、「非常に満足している」「やや満足している」を合わせた『満足している』は19.2%、「満足していない」「あまり満足していない」を合わせた『満足していない』は33.0%となっています。



7 本市における課題の整理

本市の現況と子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果から、本市の子育て支援事業に関して以下のとおりの課題がありました。

●「定期的な」教育・保育事業

「定期的な」教育・保育事業について、「認可保育所」を利用していると答えた就学前児童保護者は 34.1%、「認定こども園」を利用していると答えた方は 32.3%でした。「認可保育所」は 37.1%、「認定こども園」は 34.1%の方が平日の利用を希望していますが、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」も 15.3%、「幼稚園の預かり保育」は約1割の方が利用を希望しています。「認可保育所」、「認定こども園」はもちろんのこと、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」や「幼稚園の預かり保育」における保育事業も充実させ、幅広いニーズに応える必要があります。

また、「認可保育所」は、こどもの長期休暇期間中に 6.6%、土曜日は 14.4%の方が利用を希望しており、「認定こども園」についても 14.1%の方が土曜日の利用を希望しています。

●「不定期な」教育・保育事業

不定期に利用したい一時預かり事業について、47.6%の就学前児童保護者が「利用希望はない」と答えていますが、その一方で「一時預かり」は 32.9%の方が、「幼稚園の預かり保育」は 11%程度の方が今後利用したいと答えています。利用を希望しない理由としては「利用する必要がない（子どもの教育や発達のため、保護者がお子さんをみている等）」は約6割、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」は約2割となっています。

小学生保護者では不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについて「祖父母含む親戚・知人」が 63.6%と最も多く、「一時預かり（私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）」が 13.6%となっています。

●病児とその家族を支える事業

お子さんの病気やけがの際の病児・病後児保育の利用について、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた就学前児童保護者は 54.2%、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」と答えた方は 41.9%でした。一方で、16.8%の方が「いずれも利用したいとは思わない」と答えています。利用を希望しない理由としては、「親が仕事を休んで看る」が 53.6%、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 39.3%、「利用料がかかる・高い」が 26.8%となっています。また、「発熱など、すぐに利用したいときに利用することができない」、「地域の事業の質に不安がある」、「利用料がわからない」も一定数の方が回答しています。

小学生保護者では、こどもが病気やけがの際、「母親が休んだ」と答えた方が最も多く、病気やけがの際に希望する対応は「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」が約8割、

次いで「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が5.9%となっています。

●放課後の過ごし方

放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかについて、小学生保護者では、1～3年生時では「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、4～6年生時では「自宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が高くなっています。1～3年生時、4～6年生時いずれも「自宅」が高くなっていますが、1～3年生時において「放課後児童クラブ（学童保育）」が41.8%に対し、4～6年生時は22.3%となっています。

●子育てと子育て環境

本市の子育て環境や支援への満足度は、就学前児童保護者では「ふつう」が33.5%、「やや満足している」が15.9%となっています。一方で、「満足していない」、「あまり満足していない」は合わせて33.0%となっています。小学生保護者では「ふつう」が35.2%、次いで「あまり満足していない」が31.7%となっており、「満足していない（12.5%）」と合わせた割合は就学前児童保護者に比べて、11.2%高くなっています。

子育て支援施策について望まれていることとしては、就学前・小学生保護者ともに、「子育てにおける経済的負担の軽減」が最も高く、次いで「子育てのしやすい労働環境の整備」、「医療体制の充実」などが挙げられます。

小学生保護者のこどもや子育てに関する相談先は、「親族（親・兄弟姉妹など）」が72.5%、「友人や知人」が65.2%と高くなっているのに対し、「子育て支援施設」や「自治体の子育て担当窓口」などは非常に低くなっています。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本市では、国が掲げた基本理念や、これまでに策定してきた次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぎながら、子育てに関するあらゆる福祉サービスを総合的かつ効果的に進めていきます。海や山、里といった自然の豊かな恵みに囲まれた環境のもと、長い歴史や文化、そして先人たちの功績を大切にしつつ、新たな視点や発想を持てる創造性豊かなこどもの成長を支援します。保護者をはじめとする子育ての主役と地域・行政が一丸となり切れ目のない支援を行うことで、こどもと共に成長の喜びや楽しさを感じられるよう、本計画に取り組むための基本理念を以下のとおり決めました。

基本理念

創造性豊かなこどもを

地域みんなで 育み 支えあう

笑顔あふれる子育てのまち くじ



2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、以下に示した4つの基本目標を掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開に取り組みます。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

こどもたちの幸せを最優先に考え、子育てに取り組む全ての家庭が安心してゆとりある環境で子育てできるよう、様々な支援を推進します。さらに、地域における連携を強化し、家族だけでなく地域全体が協力して子育てを支える環境づくりを支援します。

基本目標2 職業生活と家庭生活の両立支援

仕事と子育ての両立を支援するため、地域住民のニーズに応じた多様な保育サービスの拡充に取り組みます。また、様々な働き方に対応した支援を進めるため、関連機関と連携し、企業に対して育児支援体制の強化を促進します。さらに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進し、子育て中の親へのサポートを充実させます。

基本目標3 こどもの健やかな成長に資する環境の整備

こどもと保護者が生涯にわたって健康的な生活を送り、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。次世代を担うこどもたちが、安全で安心できる環境の中で、特に人への思いやりを深く育み、心豊かに成長できるように取り組みます。また、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自己抑制力を身につけ、健やかな発達が図られるようサポートします。

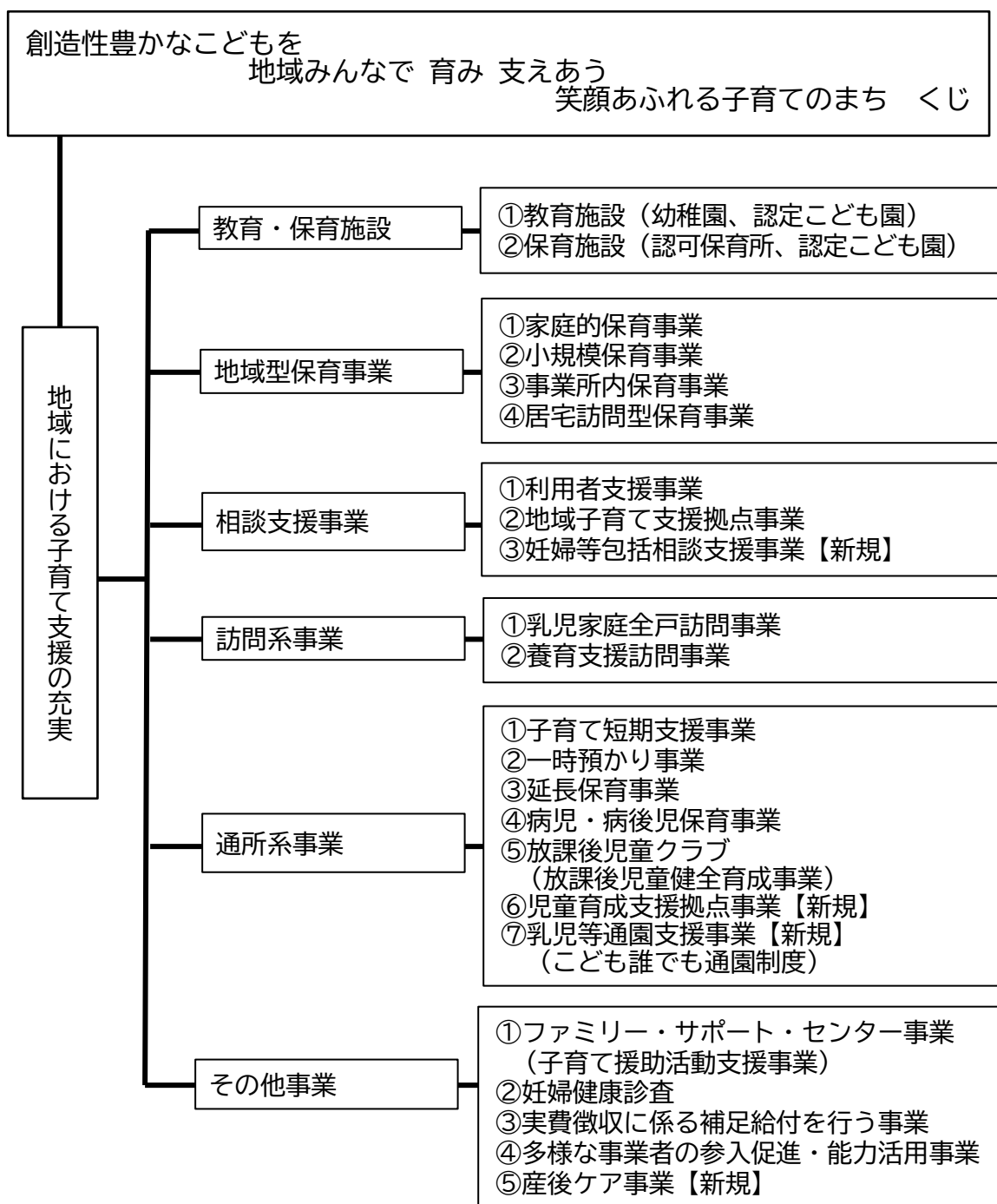
基本目標4 特別な支援が必要なこどもへの配慮

全てのこどもたちの権利と自由を守るため、要保護児童や障がい児、ひとり親家庭のこどもを対象に、児童虐待の防止、ひとり親家庭の自立支援、障がい児支援の強化、経済的に困難を抱える家庭への支援など、多岐にわたる支援策の充実に取り組みます。

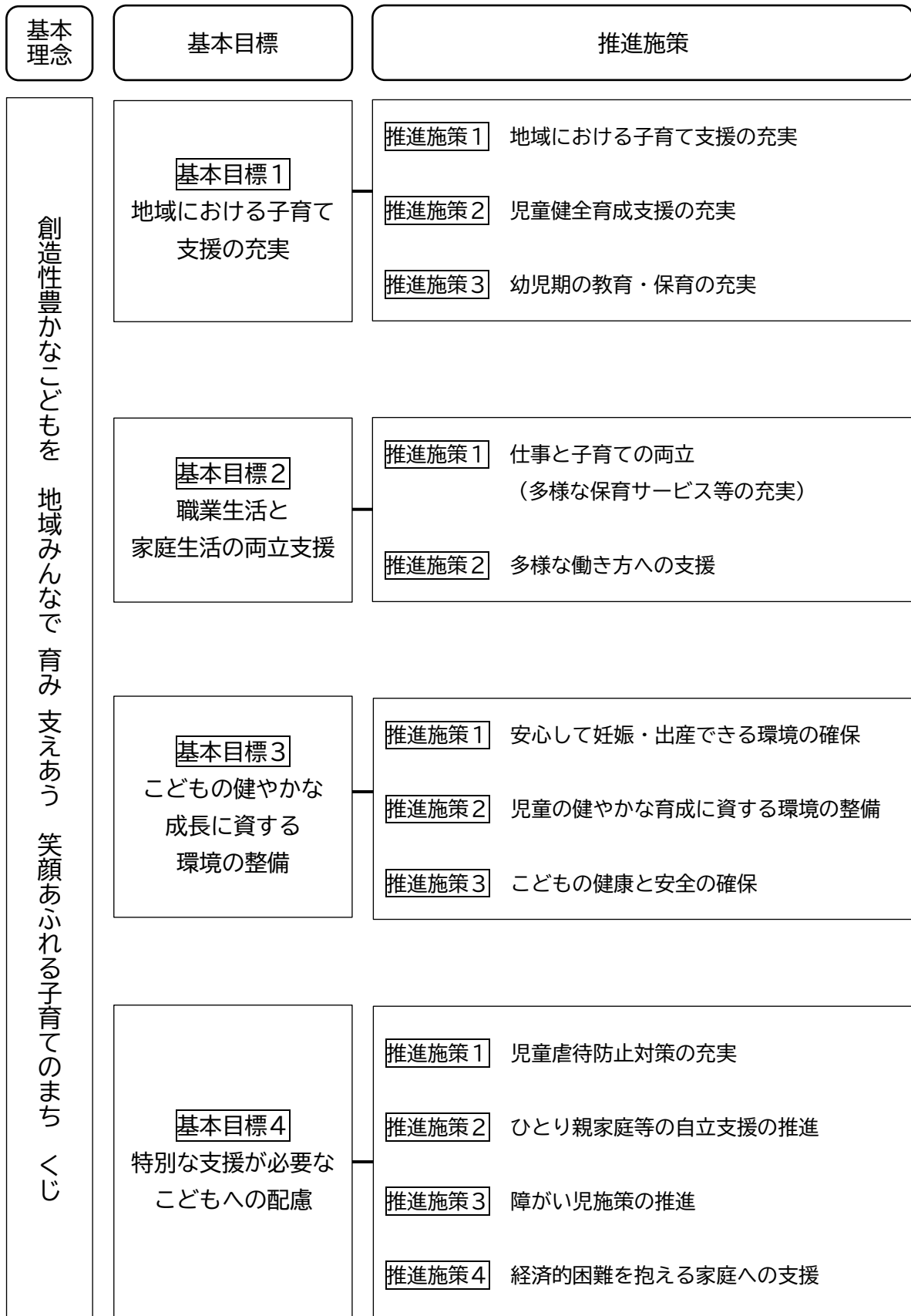
3 施策の体系図

本計画は、第1章に記載したとおり「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。
「子ども・子育て支援法」に基づく事業展開については第4章に記載し、次世代育成支援対策推進法に基づく施策展開については第5章に記載しております。

■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図



第4章 子ども・子育て支援の事業展開

第4章では、基本理念を実現するための基本目標の一つである「地域における子育て支援の充実」に向けて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して記載しています。

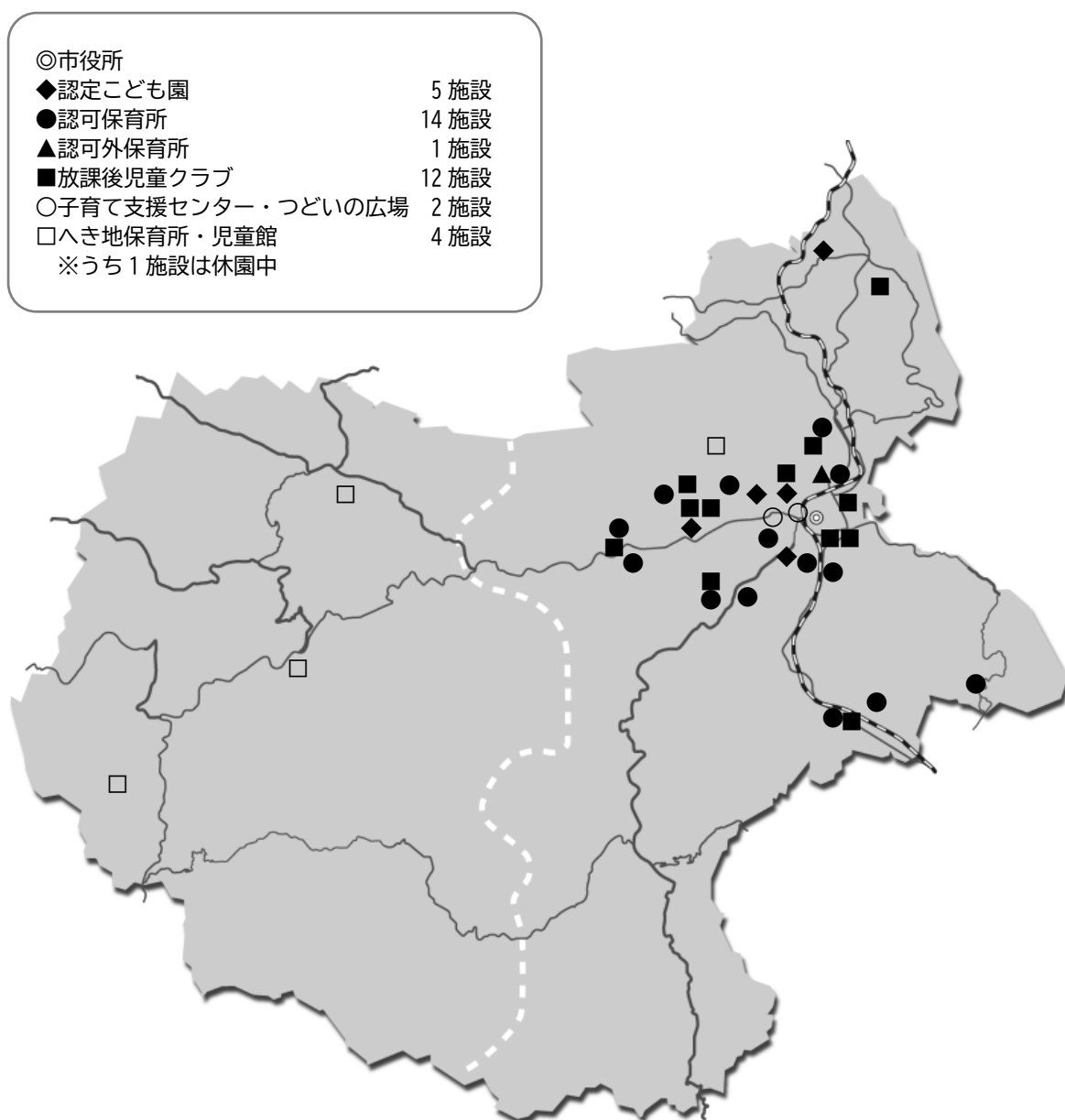
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

本市では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育等の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、教育・保育等の提供区域は1区域として設定しました。

区域設定にあたっては、以下の事項が判断材料となりました。

- ① 市内各地域から市中心部までは車で30分程度で移動でき、地理的条件や交通事情などが著しく悪い地域はないものと考えること。
- ② 教育・保育等の利用状況は、地域によっては当該地域の児童の利用がほとんどである保育所もあるが、市中心部にある保育所、認定こども園には当該地域の児童だけではなく、市内各地域から入所していること。
- ③ 提供区域を分けて、それぞれ「特定教育・保育施設」等の確保策を進めるより、市全体としての確保策を進める方が施設の有効利用等の観点からも適切と考えること。

久慈市 子ども・子育て支援事業関連施設の位置図



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) こども人口の推計

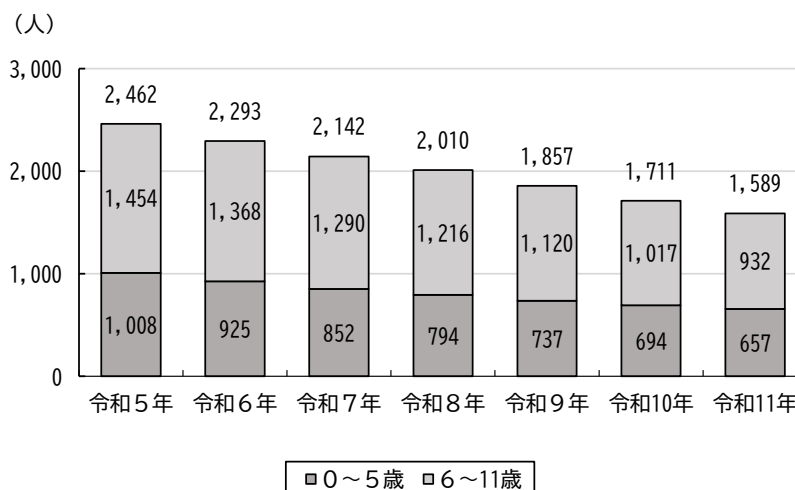
本市のこども人口の推計では、0～5歳では令和5年の1,008人から令和11年には657人と推計され351人(34.8%)の減少が予測されます。また、6～11歳でも令和5年の1,454人から令和11年には932人と推計され522人(35.9%)の減少が予測されます。

こども人口の推計

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
こども人口	2,462	2,293	2,142	2,010	1,857	1,711	1,589
0歳	139	136	128	121	115	108	102
1歳	149	136	133	125	118	112	105
2歳	166	145	133	130	122	115	109
3歳	167	160	139	127	124	116	109
4歳	187	165	158	137	125	122	114
5歳	200	183	161	154	133	121	118
0～5歳	1,008	925	852	794	737	694	657
6歳	204	197	181	159	152	131	119
7歳	236	205	198	182	160	153	132
8歳	247	233	203	196	180	158	151
9歳	232	247	233	203	196	180	158
10歳	257	231	246	232	202	195	179
11歳	278	255	229	244	230	200	193
6～11歳	1,454	1,368	1,290	1,216	1,120	1,017	932

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

こども人口の推計



(2) 教育・保育のニーズ量見込み

本市に居住する就学前児童の教育・保育のニーズ量の見込みは以下のとおりです。なお、ニーズ量の見込みについては、今までの事業実績とニーズ調査結果を基に令和6年度の利用量の見込みを推計したうえで、人口推計を反映して算出しました。

本市に居住する就学前児童の教育・保育のニーズ量の見込み

			市内に居住する児童											
			市内の施設を利用						市外の施設を利用					
			1号 (人)	2号 (人)		3号 (人)			1号 (人)	2号 (人)		3号 (人)		
				総数	(教育 ニーズ)	0歳	1歳	2歳		総数	(教育 ニーズ)	0歳	1歳	2歳
令和7年度	必要利用者数①		61	419	(0)	89	112	119	0	0	(0)	0	0	0
	提供体制 ②	施設型給付	66	420	(0)	90	121	121	0	0	(0)	0	0	0
		地域型保育給付				0	0					0	0	0
		確認を受けない 幼稚園	0						0					
		企業主導型保育施設		0	(0)	0	0			0	(0)	0	0	0
	②－①		5	1	(0)	1	9	2	0	0	(0)	0	0	0
令和8年度	必要利用者数①		71	363	(0)	84	110	109	0	0	(0)	0	0	0
	提供体制 ②	施設型給付	75	415	(0)	90	122	122	0	0	(0)	0	0	0
		地域型保育給付				0	0					0	0	0
		確認を受けない 幼稚園	0						0					
		企業主導型保育施設		0	(0)	0	0			0	(0)	0	0	0
	②－①		4	52	(0)	6	12	13	0	0	(0)	0	0	0
令和9年度	必要利用者数①		65	331	(0)	79	103	107	0	0	(0)	0	0	0
	提供体制 ②	施設型給付	75	381	(0)	85	118	122	0	0	(0)	0	0	0
		地域型保育給付				0	0					0	0	0
		確認を受けない 幼稚園	0						0					
		企業主導型保育施設		0	(0)	0	0			0	(0)	0	0	0
	②－①		10	50	(0)	6	15	15	0	0	(0)	0	0	0

			市内に居住する児童											
			市内の施設を利用						市外の施設を利用					
			1号 (人)	2号 (人)		3号 (人)			1号 (人)	2号 (人)		3号 (人)		
				総数	(教育 ニーズ)	0歳	1歳	2歳		総数	(教育 ニーズ)	0歳	1歳	2歳
令和 10年度	必要利用者数①		61	303	(0)	75	97	100	0	0	(0)	0	0	0
	提供 体制 ②	施設型給付	75	348	(0)	85	112	115	0	0	(0)	0	0	0
		地域型保育給付				0	0					0	0	0
		確認を受けない 幼稚園	0						0					
		企業主導型保育施設		0	(0)	0	0			0	(0)	0	0	0
	②－①		14	45	(0)	10	15	15	0	0	(0)	0	0	0
令和 11年度	必要利用者数①		58	284	(0)	71	92	94	0	0	(0)	0	0	0
	提供 体制 ②	施設型給付	70	324	(0)	80	107	109	0	0	(0)	0	0	0
		地域型保育給付				0	0					0	0	0
		確認を受けない 幼稚園	0						0					
		企業主導型保育施設		0	(0)	0	0			0	(0)	0	0	0
	②－①		12	40	(0)	9	15	15	0	0	(0)	0	0	0

※確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援制度に移行していない幼稚園のことです。

企業主導型保育施設とは、企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

2号認定の総数のうち、幼児期の学校教育のニーズ量の見込みを内数として右欄に記載しています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込みは以下のとおりです。なお、ニーズ量の見込みについては、今までの事業実績とニーズ調査結果を基に令和6年度の利用量の見込みを推計したうえで、人口推計を反映して算出しました。

本市に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業							
基本型・特定型	か所	1	1	1	1	1	1
こども家庭センター型（令和6年度まで母子保健型）	か所	1	1	1	1	1	1
延長保育事業	人	299	252	235	218	206	195
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）※							
小学1年生	人	111	104	97	95	84	78
小学2年生	人	124	122	119	107	104	92
小学3年生	人	86	76	77	73	65	64
小学4年生	人	53	51	45	45	42	37
小学5年生	人	62	67	65	58	57	53
小学6年生	人	36	33	36	34	31	30
子育て短期支援事業	人日	0	0	12	12	12	12
地域子育て支援拠点事業	人月	1,063	1,013	944	876	825	781
一時預かり事業							
認定こども園・幼稚園の預かり保育	人日	12,957	12,622	11,520	10,528	9,894	9,398
一時預かり（ファミリー・サポート・センターの就学前児童利用を含む）	人日	887	921	858	797	750	710
ファミリー・サポート・センター事業（就学児童のみ）	人日	0	0	50	100	150	150
病児・病後児保育事業							
病児・病後児対応型	人日	488	547	539	523	506	493
体調不良児対応型	人日	395	364	339	315	296	281
乳児家庭全戸訪問事業	人	129	113	107	101	95	90
養育支援訪問事業	人	9	9	8	8	7	7

妊婦健康診査	人	124	104	98	93	87	83
妊婦等包括相談支援事業	回	366	384	363	345	324	306
児童育成支援拠点事業	か所	0	1	1	1	1	1
乳児等通園支援事業	人/日	0	0	7	7	7	6
産後ケア事業	人日	91	104	98	93	87	83

※放課後児童クラブの実績は、令和6年度の実績となっています。

3 教育・保育施設

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園【幼稚園部分】）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育施設で、保護者の就労状況に関わらず3歳から入園できます。現在、本市には幼稚園はありませんが、私立認定こども園が5施設あり、幼児教育のほか、預かり保育を行っています。

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設であり、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも継続して利用できる施設です。基本的に幼稚園や保育所を利用することに違いはありません。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」は8.1%、「認定こども園」は32.3%の利用があります。
- また、就学前児童の利用希望状況をみると、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」は15.3%、「認定こども園」は34.1%の利用希望がありました。幼稚園、認定こども園ともに利用希望が利用状況を上回っています。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

・1号認定こども（満3歳以上の教育利用）

- 各年度とも幼保連携型認定こども園で提供量を確保します。また、保護者の利便性の向上のため、令和8年度から保育所2施設を幼保連携型認定こども園に移行します。

教育施設の年度別見込量と提供量

		実績(人)	推 計(人)				
		R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
①推計利用者数		73	61	71	65	61	58
1号認定		73	61	71	65	61	58
②提供量		73	66	75	75	75	70
市内施設		73	66	75	75	75	70
市外施設		0	0	0	0	0	0

差異（②－①）	0	5	4	10	14	12
---------	---	---	---	----	----	----

（２）保育施設（認可保育所、認定こども園【保育所部分】）

認可保育所とは保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみられない場合に保護者の代わりに保育する県の認可を受けた施設であり、本市には認可保育所が 14 施設（公立 2 施設、私立 12 施設）あります。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は34.1%、「認定こども園」は32.3%の利用があります。
- また、就学前児童の利用希望状況をみると、「認可保育所」は37.1%、「認定こども園」は34.1%の利用希望がありました。「認可保育所」「認定こども園」のいずれも、利用状況よりも利用希望の割合が高くなっており、こうした状況に対応していく必要があります。
- 市中心部の保育施設への利用希望が多い状況ですが、本市には待機児童はいません。できるだけ保護者の入所希望に応えられるよう、保育施設の利用定員を超えた受入れを行っています。

事業量の確保策

《令和 7～11 年度》

・ 2号認定こども（満3歳以上の保育利用）

- 各年度とも認可保育所及び幼保連携型認定こども園で提供量を確保します。
なお、認定こども園を希望する利用者が増加していることに対応するため、認定こども園の普及推進に取り組みます。

・ 3号認定こども（0歳児の保育利用）

- 各年度とも認可保育所及び幼保連携型認定こども園で提供量を確保するとともに、認定こども園の普及推進に取り組みます。

・ 3号認定こども（1歳児の保育利用）

- 各年度とも認可保育所及び幼保連携型認定こども園で提供量を確保するとともに、認定こども園の普及推進に取り組みます。

・ 3号認定こども（2歳児の保育利用）

各年度とも認可保育所及び幼保連携型認定こども園で提供量を確保するとともに、認定こども園の普及推進に取り組みます。

保育施設の年度別見込量と提供量

		実績(人)	推 計(人)				
		R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
①推計利用者数		837	800	736	684	636	599
2号認定（3歳以上）		462	419	363	331	303	284
2号認定のうち教育ニーズ		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
3号認定（0歳児）		118	89	84	79	75	71
3号認定（1歳児）		120	112	110	103	97	92
3号認定（2歳児）		137	119	109	107	100	94
②提供量							
2号認定 （3歳以上）	市内施設	534	427	415	381	348	324
	市外施設	0	0	0	0	0	0
2号認定の うち教育ニーズ	市内施設	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	市外施設	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
3号認定 （0歳児）	市内施設	79	90	90	85	85	80
	市外施設	0	0	0	0	0	0
3号認定 （1歳児）	市内施設	127	121	122	118	112	107
	市外施設	0	0	0	0	0	0
3号認定 （2歳児）	市内施設	137	121	122	122	115	109
	市外施設	0	0	0	0	0	0
差異（②－①）							
2号認定（3歳以上）		72	6	52	50	45	40
2号認定のうち教育ニーズ		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
3号認定（0歳児）		△39	1	6	6	10	9
3号認定（1歳児）		7	9	12	15	15	15
3号認定（2歳児）		0	2	13	15	15	15
満3歳未満児の保育利用率 （目標値）		77.8%	78.0%	78.0%	78.0%	78.0%	78.0%

※2号認定のうち、幼児期の学校教育のニーズ量の見込みを内数として下段に記載しています。

※保育利用率の目標値は、0歳～2歳のこどもの人口推計に対する保育提供量（利用定員数）に基づき算出しています。

(3) 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に取り組みます。

施設種別		対象となる 子ども	内容
幼稚園		3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限 2.57 万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育事業 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上は全てのこどもの利用料が無償化されます。
施設等 利用 給付	こどものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚園部	3～5歳	3～5歳の就学前の障がい児の発達支援（いわゆる障がい児通園施設）を利用することもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外（無認可）保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳は、住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3～5歳までの場合、月額 3.7 万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けられます。

※ 認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・企業主導型保育事業及び認可外（無認可）保育所を利用する、第2子以降の0～2歳のこどもの利用料については、令和5年度から、県の補助を受けながら市独自で利用料を無償化しています。

4 地域型保育事業

子ども・子育て支援制度では、原則として3歳未満のこどもを小規模な保育環境で保育する地域型保育事業が創設されました。本市では未実施のため、実績はありません。

なお、地域型保育事業は、市町村が定める設備や運営の基準を満たした事業であり、以下の4事業に区分されます。

（１）家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業で、家庭的保育者の居宅などでこどもを預かるサービスです。（定員5人以下）

（２）小規模保育事業

市が定める認可基準に適合した小規模な保育施設で保育を実施する事業で、職員の配置基準等に応じて3つの類型があります。

小規模保育事業A型：保育所分園に近いもの（定員6～19人）

小規模保育事業B型：保育所分園と家庭的保育の中間的なもの（定員6～19人）

小規模保育事業C型：家庭的保育に近いもの（定員6～10人）

（３）事業所内保育事業

企業などが、主に従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業で、従業員のほかに、保育を必要とする地域のこどもの受入れも行う保育施設です。定員数に応じて2つの類型があります。

保育所型事業所内保育事業（定員20人以上）

小規模型事業所内保育事業（定員19人以下）

（４）居宅訪問型保育事業

保育を必要とするこどもの居宅等において、ベビーシッターのような家庭的保育者が、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業です。（定員1人）

現状と課題

- 本市には地域型保育事業所がなく、また、保育の待機児童も存在しないため、新規事業の見込みもありませんが、今後のニーズや事業者等の意向を踏まえて対応していきます。

5 相談支援事業

(1) 利用者支援事業

こども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、令和2年度より基本型と母子保健の事業を子育て世代包括支援センターで実施しています。

現状と課題

- 子育て支援に対する総合的な相談や案内を行う事業であり、専門的な相談員の配置などが必要となります。また、現在実施している地域子育て支援拠点事業に類似した事業内容であり、相互に整合性等を図る必要があります。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 令和7年4月から、こども家庭センターを設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供していきます。
- 提供量には不足が生じない見込みなので、提供内容の充実に取り組みます。

利用者支援事業の年度別見込量と提供量

	実績(か所)	推 計(か所)				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①年間実施箇所数	2	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1	1
母子保健型(R7から「こども家庭センター型」)	1	1	1	1	1	1
②提供量	2	2	2	2	2	2
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市には、「子育て支援センター」、「つどいの広場」の2か所があり、子育て親子の交流の場の提供、子育て支援情報の提供等、子育てに関する相談、各種子育て支援イベントを実施しています。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、子育て支援センターの利用について、「土曜日・日曜日・祝日の午前・午後とも利用したい」という利用希望が15.6%、「日曜日・祝日の午前中も利用したい」という利用希望が8.4%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「支援センターの室温が省エネすぎて夏は暑い冬は寒い施設になっている」、「利用者が多い時は先生も部屋の中に常駐してほしい」「つどいの広場はトイレが屋外にあり利用しづらい」、「赤ちゃんが多かったり小さい子向けのおもちゃが多いので、小学生も気軽に利用できるようにしてほしい」といった意見がありました。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 提供量には不足が生じない見込みなので、提供内容の充実に取り組みます。
- 多くの市民に利用いただけるよう、事業の積極的な広報や周知活動に取り組みます。
- 利用者の利便性の向上を図るため、土曜・日曜にも子育て支援に関する事業を開催するなど、事業の実施方法等に工夫を凝らしていきます。
- こどもや子育てに関する相談・助言等の質的な向上に取り組みます。

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績 (人回／月)	推 計(人回／月)				
	R5年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
①1か月当たり利用延べ人数	1,063	1,013	944	876	825	781
②提供量	1,063	1,114	1,038	964	908	859
差異(②-①)	0	101	94	88	83	78

(3) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

伴走型相談支援事業の一環として、主に妊婦・その配偶者等に対して面談や家庭訪問などによる情報提供や相談等を通じて、様々なニーズを把握し、必要な支援につなげる事業です。

現状と課題

- 本市では、現在、伴走型相談支援として、子育て応援給付金事業や赤ちゃん訪問事業等において同様の相談事業を行っていますが、令和7年度から、地域子ども・子育て支援事業として位置づけて、新規事業として実施します。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行っていきます。
- 妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行うとともに、必要に応じて医療機関や関係機関と連携し、妊娠期からの切れ目のない支援を行っていきます。

妊婦等包括相談支援事業の年度別見込量と提供量

	実績 (回)	推 計(回)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
①年間利用回数	366	384	363	345	324	306
②提供量	366	422	399	380	356	337
差異(②-①)	0	38	36	35	32	31

6 訪問系事業**(1) 乳児家庭全戸訪問事業**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

- 育児を行っている全ての家庭を対象に、子育て支援に関する情報提供、育児に関する不安や悩みの相談、乳児や保護者の心身の状態や養育環境の把握など伴走型の支援を行っています。
- 母子健康手帳や赤ちゃん手帳の交付情報などを基に、生後4か月までの乳児のいる全家庭に連絡をとっていますが、訪問にご理解いただけない家庭もあります。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 提供量には不足が生じない見込みです。全ての家庭に訪問できるように、訪問事業の周知・啓発、妊娠や出産に関する情報把握や情報管理方法の改善に取り組みます。

乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計(人)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
①年間実利用者数	129	113	107	101	95	90
②提供量	129	124	118	111	105	99
差異 (②-①)	0	11	11	10	10	9

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を確保する事業です。

現状と課題

- 養育支援が必要となる家庭については、乳幼児健診、療育事業、保育園訪問等における情報などを基に把握し、関係機関と連携を図り対応しています。
- 特定の妊産婦、ハイリスク新生児の支援の強化を求められています。また、赤ちゃん訪問100%を維持しています。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 提供量には不足が生じない見込みなので、関係機関との連携協力を図りながら、養育支援が必要な家庭に対する支援を継続していきます。

養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計(人)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
①年間実利用者数	9	9	8	8	7	7
②提供量	9	10	9	9	8	8
差異 (②-①)	0	1	1	1	1	1

7 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

子育て短期支援事業の種類としては、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

両事業とも本市での実績はありませんが、近年全国的に事業の実施が進んでおり、また、本市におけるニーズ調査でも 3.9%と少数ではありますが利用希望があることから、令和8年度から短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）事業を実施します。

子育て短期支援事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計(人日)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
①年間利用延べ人数	0	0	12	12	12	12
②提供量	0	0	20	20	20	20
差異(②-①)	0	0	8	8	8	8
委託事業所数	0	0	2	2	2	2

(2) 一時預かり事業

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、幼稚園や認定こども園の1号認定の在園児を対象とした事業類型もあります。本市では、保育所 12 施設、認定こども園 5 施設、地域子育て支援拠点施設 1 施設、専用施設 1 施設で一時預かり事業を実施しています。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「一時預かり」は32.9%、「幼稚園の預かり保育」は11.1%となっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「支援センターでの一時預かりも検討してほしい」、「一時保育だとお金がかかるので利用したくない」といった意見があり、必要な時に気軽にこどもを預けることのできる体制づくりが求められています。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 提供量には不足が生じない見込みなので、提供内容の充実に取り組みます。
- 保育所等が実施している一時預かり事業の周知を行うとともに、これまで以上に利用希望者が円滑に利用できるよう、利用者のニーズに応えながら支援に取り組みます。

一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計(人日)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
①年間利用延べ人数	13,844	13,543	12,378	11,325	10,644	10,108
うち幼稚園等での預かり保育	12,957	12,622	11,520	10,528	9,894	9,398
うち一時預かり(一般型)	887	921	858	797	750	710
②提供量	13,844	14,897	13,616	12,458	11,708	11,119
うち幼稚園等での預かり保育	12,957	13,884	12,672	11,581	10,883	10,338
うち一時預かり(一般型)	887	1,013	944	877	825	781
差異(②-①)	0	1,354	1,238	1,133	1,064	1,011
うち幼稚園等での預かり保育	0	1,262	1,152	1,053	989	940
うち一時預かり(一般型)	0	92	86	80	75	71

(3) 延長保育事業

保育の認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で保育を実施する事業です。

本市では、仕事や一時的な用事などに応じて、保育所 14 施設、認定こども園 5 施設で実施しています。

現状と課題

- ニーズ調査結果から保護者の就労状況について、母親の就労形態をみると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」が51.5%となっています。
- また、母親の就労時間帯は「主に昼間の就労」が91.3%と最も高く、「昼間・夜間の就労、いずれもある」が7.5%となっていることから、時間延長のニーズがうかがえます。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 提供量には不足が生じない見込みなので、保護者ニーズに応じた延長時間の設定や延長時間の拡大、延長保育の無料化など、保育所等と連携・協力を図りながら、提供内容の充実に取り組みます。

延長保育事業の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計(人)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用者数	299	252	235	218	206	195
②提供量	299	277	258	239	226	214
差異 (②-①)	0	25	23	21	20	19

(4) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、こどもが病気の際に保護者の就労などにより、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師や保育士等が一時的に保育する病児対応型や、保育中に体調不良となった児童の応急的な対応を行う体調不良児対応型などの事業です。

市内には、病児対応型の病児保育室が1施設、体調不良児対応型の保育所が2施設あります。

現状と課題

- ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と回答した方は16.8%となっています。今後利用したい病児・病後児のための保育施設等としては、「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が54.2%と最も高くなっています。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「病児保育施設がもっとあるといいな、と思う」、「普段利用している保育施設に、病児保育があると助かる」という内容の要望があります。
- 病児対応型事業を実施している「病児保育室そらまめ」については、施設が手狭であることなどから1日の受入れ人数が限られているため、近年の利用者数の増加に伴い、利用をお断りするケースが発生しています（令和5年度の利用お断り人数：37人）。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 体調不良児対応型事業の提供量には不足が生じない見込みですが、病児対応型事業については、今後利用者数が増加していく見込みのため、既存の病児保育室の拡張整備等により、提供体制を強化していきます。
- 平成26年度に事業開始した病児保育室が広く周知され、保護者から積極的に利用されるよう、普及促進への協力を行うなど、事業者と連携を図るとともに、運営支援に取り組めます。

病児・病後児保育事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計(人日)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
①年間利用延べ人数	883	911	878	838	802	774
うち病児・病後児対応型	488	547	539	523	506	493
うち体調不良児対応型	395	364	339	315	296	281
②提供量	883	1,002	966	922	883	851
うち病児・病後児対応型	488	602	593	575	557	542
うち体調不良児対応型	395	400	373	347	326	309
差異(②-①)	0	91	88	84	81	77
うち病児・病後児対応型	0	55	54	52	51	49
うち体調不良児対応型	0	36	34	32	30	28

(5) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や学童保育の専用施設等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

本市には、放課後児童クラブが12施設(令和6年4月1日現在)あり、設置運営形態別では「公設民営」が8施設、「民設民営」が4施設となっています。

また、運営事業者別では、保護者会によるものが7事業者9施設、NPO法人によるものが2事業者3施設となっています。

現状と課題

- 利用児童数は、令和2年度が最多であり551人でしたが、以降減少し令和6年5月1日時点の人数は472人となっています。ただし、市内の小学生児童数に対する利用率は、令和2年度の33.6%に対し、令和6年度が35.2%と増加しています。
- 本市では、放課後児童クラブの整備及び改善を行ってきましたが、放課後児童クラブが未設置の小学校区もあり、また、既存の放課後児童クラブの中には利用定員数以上に児童を受け入れており、活動スペースが手狭になっている施設もあります。
- ニーズ調査の自由意見をみると、「土曜日の学童はあるが、日曜日・祝日も学童を運営してほしい」、「学童の終わる時間までに迎えに行けないため時間延長をしてほしい」という内容の要望があります。

「新・放課後子ども総合プラン」の取組方針

《令和7～11年度》

（Ⅰ）本市における現状

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

本市における、令和6年5月1日時点の登録児童数は472人で、山形小学校区、来内小学校区、小袖小学校区以外の10小学校区（12施設）において、放課後児童健全育成事業を実施しました。

② 放課後子ども教室

本市では、全ての小学校区（13校区）において、8か所の市民センター事業として、放課後子ども教室を実施しています。令和5年度は、8施設合わせて197回開催、延べ参加者数は3,017人となっています。

③ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室

本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を同一小学校敷地内で実施する「校内交流型」が2か所、同一小学校内で実施する「連携型」が9か所整備されています。

（Ⅱ）本市における行動計画

① 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保方策

次ページ以降の「事業の確保策」及び「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量」参照。

② 放課後子ども教室の実施計画

放課後子ども教室（土曜体験学習を含む）は、市内8か所の市民センターにおいて、1施設あたり最低15回以上（合計120回以上）実施できるよう取り組みます。

③ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

放課後児童クラブの運営主体の理解を得ながら、関係部署と連携を図り、整備していきます。

④ 校内交流型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策

○ 放課後児童クラブの放課後児童支援員等と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して、プログラムの内容、実施日等を検討する場を設けます。

○ 連携型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティア等を配置します。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

○ 利用者数は減少していく見込みであり、提供量は不足しない見込みです。

○ 放課後児童クラブが未設置の小学校区については、利用を希望する全ての小学生の居場所を提供するため、地域における児童の見守り事業を継続実施するとともに、他の放課後児童クラブへの送迎利用を調整するほか、施設の新設を検討していきます。特に山

形小学校区は旧久慈市内と地理的に離れており、他の放課後児童クラブを利用しづらい状況にあることから、令和8年度から山形小学校区に新規クラブを開設します。

- 施設を新設又は移転する場合は、放課後児童クラブと放課後子ども教室が連携して行われるような施設の整備に取り組みます。特に、久慈湊小学校の移転に伴う久慈湊学童の移転については、「校内交流型」の施設として整備するよう取り組みます。
- 放課後子ども教室については、引き続き、各市民センター（中央・長内・小久慈・大川目・夏井・宇部・侍浜・山形）を中心に、学校の余裕教室等を活用しながら、実施していきます。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計(人)				
	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10 年度	R11 年度
①年間実利用者数	472	453	439	412	383	354
低学年 計	321	302	293	275	253	234
小学1年生	111	104	97	95	84	78
小学2年生	124	122	119	107	104	92
小学3年生	86	76	77	73	65	64
高学年 計	151	151	146	137	130	120
小学4年生	53	51	45	45	42	37
小学5年生	62	67	65	58	57	53
小学6年生	36	33	36	34	31	30
②提供量	472	476	460	432	402	371
小学1～3年生	321	317	307	288	265	245
小学4～6年生	151	159	153	144	137	126
差異（②－①）	0	23	21	20	19	17

（６）児童育成支援拠点事業【新規】

低所得やひとり親世帯、不登校などの様々な困難に直面する主に学齢期の児童を対象として、学習習慣や生活習慣を学びなおすための児童の居場所を提供し、体験活動・文化活動を通じて将来の自立に向けた力を育成する事業です。

現状と課題

- 令和６年度から事業を開始しています。令和８年度で助成が終了するため、令和９年度からは子ども子育て支援交付金を活用し、継続して事業を実施します。

事業量の確保策

《令和７～１１年度》

- 提供量には不足が生じない見込みなので、提供内容の充実に取り組みます。

児童育成支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績(か所)	推 計(か所)				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
①年間実施箇所数	0	1	1	1	1	1
②提供量	0	1	1	1	1	1
差異（②－①）	0	0	0	0	0	0

（７）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

保護者の就労要件を問わず、０歳６か月～満３歳未満児が保育所などで、月一定時間までの保育を受けられる事業です。

現状と課題

- 本市では、現在、事業を実施していません。ニーズ調査結果から就学前児童の利用希望をみると、「希望する」と回答した方は7.2%となっています。

事業量の確保策

《令和７～１１年度》

- 令和８年度の制度の給付事業化に併せて事業を実施します。
- 対象児全員がサービスを利用できるよう保育所等と連携して受入れ体制を構築します。
- 対象児が１日あたり平均３時間利用する想定で、１日あたりの利用人数を算定しました。
- 対象児が満３歳となった際に市内の教育・保育施設を円滑に利用できるよう、保護者への情報提供や施設の利用調整を早期に行うなど、連携・接続体制の推進を図ります。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の年度別見込量と提供量及び提供体制

	実績(人/日)	推 計(人/日)				
	R 5年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
①利用人数	0	0	10.2	9.8	9.2	8.7
0歳児	0	0	6.5	6.2	5.8	5.5
1歳児	0	0	2.4	2.3	2.2	2.1
2歳児	0	0	1.3	1.3	1.2	1.1
②提供量	0	0	23.3	23.3	23.3	23.3
0歳児	0	0	8.0	8.0	8.0	8.0
1歳児	0	0	8.1	8.1	8.1	8.1
2歳児	0	0	7.2	7.2	7.2	7.2
差異（②－①）	0	0	13.1	13.5	12.9	12.4
0歳児	0	0	1.5	1.8	2.2	2.5
1歳児	0	0	5.7	5.8	5.9	6.0
2歳児	0	0	5.9	5.9	6.0	6.1
提供事業所数	0事業所	0事業所	7事業所	7事業所	7事業所	7事業所

8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）【新規】

乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と当該援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 本市では、現在、事業を実施していません。ニーズ調査結果から、平日は4.2%、土曜日は4.2%、日曜日は5.4%の保護者が「利用したい」と回答しています。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 令和8年度から子育て支援センターで事業を実施します。
- 提供会員の確保や事業の周知を図り、事業体制の充実・事業の利用促進を推進します。

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計(人日)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間利用延べ人数	0	0	50	100	150	150
②提供量	0	0	50	100	150	150
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 妊娠届の際に、母子健康手帳などと併せて、妊婦一般健康診査の無料受診票（単胎14枚、多胎19枚）を交付し、妊婦健診の受診勧奨を行っています。
- 妊婦健診は、母子の健康状態を定期的に確認するとともに、受診時に妊娠期間中の不安や心配事の相談を行いながら、安心して出産してもらうための健診ですが、その趣旨が十分に理解されずに、まれに妊婦検診を受けずに出産してしまう方もいます。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 現状の提供量には不足が生じていないので、全ての方に妊婦健診を受診してもらえるよう、思春期保健事業などを活用しながら、妊婦検診の大切さや意味合いなどが広く認識されるよう周知・啓発の推進に取り組みます。

妊婦健康診査の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計(人)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
①年間実利用者数	124	104	98	93	87	83
②提供量	124	114	107	102	95	91
差異(②-①)	0	10	9	9	8	8

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、施設における実費徴収の状況等を踏まえて検討し、対応します。

(4) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

今後、事業量の確保策や特別保育事業などを進める中で状況に応じて対応します。

(5) 産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

現状と課題

- 令和6年度からデイサービス型の利用時間を最大2時間から最大5時間とし、産婦の休息の場の提供を行っています。

事業量の確保策

《令和7～11年度》

- 提供量に不足は生じない見込みです。妊娠届出時から、対象となる全ての方に事業が周知され、必要な方が利用できるような体制整備に取り組みます。

産後ケア事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計(人日)				
	R 5 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
①年間利用延べ人数	91	104	98	93	87	83
②提供量	91	114	107	102	95	91
差異 (②-①)	0	10	9	9	8	8

第5章 その他関連施策の展開

～ 次世代育成支援の施策展開 ～

次世代育成支援対策は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間において、「久慈市子ども・子育て支援事業計画」に基づき推進してきました。

第5章では、「久慈市子ども・子育て支援事業計画」の評価・見直しを行い、4つの基本目標のもとで推進する施策を記載しています。

- 基本目標1 地域における子育て支援の充実
- 基本目標2 職業生活と家庭生活の両立支援
- 基本目標3 こどもの健やかな成長に資する環境の整備
- 基本目標4 特別な支援が必要な子どもへの配慮

基本目標 1 地域における子育て支援の充実

推進施策 1 地域における子育て支援の充実

現状と課題

周囲に頼れる人がいない、又は気軽に相談できる相手がいない子育て家庭が存在することを踏まえ、こうした家庭が孤立することのないよう、子育て相談の体制をより一層充実させていく必要があります。同時に、地域における子育て支援事業について広く周知し、その利用を促進することで、全ての子育て家庭が支援を受けられる体制を整備していくことが重要です。

加えて、経済的な理由で継続的な教育や保育サービスを利用できない家庭や、それらの利用が経済的負担となっている家庭に対しても、支援策を検討し実施していくことが求められます。

施策の取組

次代を担うこどもたちと全ての子育て家庭への支援を強化するため、地域における子育て支援サービスの充実を進めます。各種支援事業や保育サービスの利便性向上に取り組み、全ての家庭が適切な支援を受けられるよう、保護者相談体制の充実に取り組みます。子育て支援センターや保健師など専門家、関係部署との連携により情報を共有し、地域の支援ネットワーク形成を推進します。経済的負担の軽減として保育料の軽減措置を継続するとともに、更なる拡充を検討し、無償化の対象外となる箇所への対応を検討します。情報提供は広報やホームページ、LINEを活用し多様化に取り組みます。さらに、親子の交流の場を設け、保護者の不安や悩みの解消に取り組みます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
こども家庭センター運営事業 (令和6年度まで子育て世代包括支援センター運営事業)	令和7年4月から、従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の両機関を一体化した、「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して包括的な支援を切れ目なく提供していきます。	拡大	子育て世代包括支援センター
久慈市子育て支援センター事業	就学前のこどもや保護者に対し、屋内の遊び場を提供するほか、子育て支援イベントや講座の開催、子育てサークルの支援、子育て情報の発信、各種相談援助活動等を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
つどいの広場事業	子育て親子が集い、遊び、交流できる場所の提供を行うほか、子育てに関わる相談援助活動や講習会、絵本の読み聞かせ会の実施、情報提供等を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター
経済的負担の軽減	保育所等の利用料については、令和5年度から、第2子以降の0～2歳児の利用料を無償化しています。 また、放課後児童クラブの利用料については、平成26年度から、ひとり親世帯の場合、こども一人当たり2,000円を補助するとともに、世帯のこどもを複数同時入所させる場合は、2人目以降のこどもに対し一人当たり2,000円を補助しています。 さらに、保健・医療費については、季節性インフルエンザ予防接種への助成支援を行っているほか、医療費の助成対象を令和5年4月に高校生等まで拡大するとともに、同年8月からは所得制限の撤廃対象をこれまでの3歳未満から未就学児全体に拡大し、就学前のこどもは所得に関わらず、自己負担なく医療を受けられるようになっています。 今後は、ニーズを把握の上、保育料の無償化対象の拡大など、さらに保護者の負担軽減がなされるよう検討を進めていきます。	継続実施	市民課 保健推進課 子育て世代包括支援センター
子育て環境の整備	心身ともに健康なこどもを育む基礎となる健全な家庭や地域を築くため、子育て講座の開催や、家庭教育学級の充実など関係機関と連携しながら、こどもの成長段階に合わせた学習機会を提供するとともに、家庭の教育力を高めつつ、学校・家庭・地域・行政が一体となってこどもを育てる環境づくりに取り組みます。	継続実施	生涯学習課
子育て支援情報等の提供	市で発行している子育て情報誌の内容の充実や周知に取り組みます。 さらに、ホームページだけでなく、学校等を通じたチラシ等の配布や、LINEなどのSNSや「母子モ」アプリ等による周知など、効果的かつ多様な情報発信に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
相談体制の充実	子育て支援センターや保健師、家庭相談員、女性相談支援員との連携を図り、こどもや子育て支援に関する地域の相談支援体制の充実を図るとともに、子育て支援のネットワーク形成を促進します。	継続実施	子育て世代包括支援センター

推進施策2 児童健全育成事業の充実

現状と課題

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じて築かれる良好な仲間関係や、児童の社会性の発達、さらには規範意識の醸成に大きな影響を及ぼしていると考えられます。そのため、児童が適切に遊び、学べる環境を整備し、児童の人間性と社会性を育むためのまちづくりを推進することが重要です。

施策の取組

放課後や週末など、児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごせる居場所を提供するため、引き続き放課後児童健全育成事業や青少年健全育成事業を実施します。また、新たな施設の開設や地域団体との連携を強化し、事業の充実に取り組みます。さらに、地域活動やボランティア活動、スポーツ活動を通じて児童の健全育成を促進し、人間性と社会性を地域全体で支えます。このため、市民センターや青少年教育施設、学校などの社会資源に加え、主任児童委員や児童委員、子育て関連のNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会などと連携し、それぞれの活動を効果的に進めます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
放課後児童健全育成事業	学校終了後の放課後等に、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊びや生活の場を与えるなどの健全育成を行います。 今後は、久慈湊小学校移転に伴う久慈湊学童保育所の移転や、放課後児童クラブ未設置の小学校区の児童への利用支援、効率的な運営形態への移行支援を行います。	拡大	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
青少年健全育成事業	各市民センターにおいて、関係機関と連携しながら、こどもの成長段階に合わせ、青少年を対象とした体験活動や交流活動、スポーツ活動等を提供し、家庭の教育力を高めるとともに、健やかな成長につながる環境づくりに取り組みます。	継続実施	生涯学習課
学校・家庭・地域社会の連携	放課後子ども教室や学校支援地域本部事業、家庭教育支援基盤形成事業の実施により、家庭の教育力を高めるとともに、地域ぐるみでこどもを育む環境整備に取り組みます。 引き続き、地域の大人がこどもの学びを支える環境づくりに取り組みます。	継続実施	生涯学習課
社会参加の促進	地域活動や団体活動、ボランティア活動をはじめとする社会活動への青少年の自発的な参加を促すとともに、社会教育施設の開放などの活動の場を提供します。 また、中学生ボランティアの活動を支援し、地域活動への意識醸成に取り組みます。	継続実施	生涯学習課
スポーツ少年団活動の支援及びスポーツ教室の開催	スポーツ活動を通し、心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツ少年団への支援として、各種補助事業や学校開放事業による活動場所や遊び場の提供を行います。	継続実施	生涯学習課

推進施策3 幼児期の教育・保育の充実

現状と課題

保護者を取り巻く環境が大きく変化する中で、幼児期の教育・保育に対するニーズは多様化しています。そのため、幼児期の教育や保育、そして子育て支援事業では、保護者の就労状況や家庭環境に合わせた柔軟かつ充実した提供体制を整えることが求められています。

さらに、質の高い教育・保育や子育て支援事業を実現するためには、保育士や認定こども園教諭など、こどもたちを支える職員の資質や専門性を向上させる取組が重要です。同時に、必要な人材を円滑に確保できる仕組みの整備も欠かせません。保護者の環境変化に伴い、幼児教育・保育の在り方が多様化している現状において、このような包括的な支援体制の充実が急務とされています。

施策の取組

質の高い教育や保育の提供体制を充実させるため、認定こども園の普及を積極的に推進します。その際には、民間保育所などの意向を十分に尊重し、移行をスムーズに進めるためのサポート体制を整えます。

また、各教育・保育施設、子育て支援事業者、小学校との連携をより深めることで、保護者の多様なニーズに応じた幼児期の教育や保育、子育て支援事業の拡充に取り組みます。さらに、こどもの成長や発達の連続性を考慮し、一貫した支援体制を構築します。

加えて、保育士や認定こども園教諭などの専門性や資質の向上を目的に、研修機会の提供や情報発信を行い、事業者との連携を通じて保育士などの人材確保を積極的に支援します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
幼児期の教育・保育の充実と連携の推進	幼児期の教育・保育の提供体制や提供内容の充実を図るため、認定こども園の普及推進や、保育施設の取組を支援するとともに、各教育・保育施設、子育て支援事業者、小学校など、地域全体としての子育て支援の取組を推進します。 また、幼児期の質的向上及び小学校教育との円滑な接続に向けて、関係機関で連携しながら幼保小の教育の充実を図るカリキュラムの研修を進めていきます。	拡大	子育て世代包括支援センター 学校教育課
保育士等の質の向上と確保策の推進	保育士、認定こども園教諭や子育て支援業務に従事する職員の資質や専門性の向上、並びに教育・保育に関する情報共有が図られるよう、研修機会等の開催に係る情報の提供に取り組みます。 また、保育士等の必要な人材がスムーズに確保ができるよう、事業者と連携・協力しながら人材確保策の推進に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター

基本目標2 職業生活と家庭生活の両立支援

推進施策1 仕事と子育ての両立（多様な保育サービス等の充実）

現状と課題

女性の社会進出や多様な働き方の普及、さらに核家族化が進む中で、保育に対するニーズは一層多様化しています。また、子育て中の家庭では、急な用事やこどもの体調不良、けがなどに対応できる保育サービスの充実が不可欠です。共働き家庭が増える中で、放課後にこどもを安心して預けられる場としての放課後児童クラブへの期待が高まっており、こうした放課後児童健全育成事業の更なる充実が求められています。

施策の取組

仕事と子育ての両立を総合的に支援するため、保護者の意見を尊重しながら、関係機関や事業者との連携を強化し、多様な保育サービスの充実と利便性の向上に取り組みます。また、利用希望者のニーズに応えるため、障害児保育事業などの受入れ体制を一層整備します。

さらに、放課後児童クラブの利用児童数が増加している状況には、新たな施設の開設を通じて対応し、学童保育サービスの充実に取り組みます。放課後児童の健全な成長を支援するとともに、保護者が安心して仕事に取り組める環境の整備を進めます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
放課後児童健全育成事業	学校終了後の放課後等に、保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象とし、適切な遊びや生活の場を与えるなどの健全育成を行っています。 今後は、久慈湊小学校移転に伴う久慈湊学童保育所の移転や、放課後児童クラブ未設置の小中学校区の児童への利用支援、効果的な運営形態への移行支援を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター
延長保育事業	保育の認定時間の前後に、こどもを預かり、保育を提供します。利用者の保育ニーズへ対応するため、延長保育事業を行う保育所等への支援を行い、不足のない事業量を確保します。	継続実施	子育て世代包括支援センター
一時預かり事業	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護、育児疲れ等の理由により、家庭での児童の保育が困難になった場合に、保育所等で児童を一時的に預かります。十分なサービスの提供のため、事業者の支援や、市民への周知に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
休日保育事業	休日に仕事を持っている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育所を開所し、児童の保育を行います。 また、休日保育事業の利便性の向上が図られるよう、保護者の利用ニーズを踏まえながら、事業を実施していきます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
障害児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を全員受け入れられるように、特定教育・保育施設等と連携し、保育事業を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター
病児・病後児保育事業	病気の児童や病気が回復期の児童を対象とした病児・病後児保育事業を行うとともに、保育所では、体調不良児対応型の病後児保育事業の実施を行います。また、病児保育事業については、近隣市町村で協力し、安定した運営が図られるよう、広域利用について協議していきます。	拡大	子育て世代包括支援センター
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、未就園の3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付を行います。	拡大	子育て世代包括支援センター

推進施策2 多様な働き方への支援

現状と課題

女性の社会進出が進む中で、多様な働き方を選ぶ家庭が増加しています。これに伴い、仕事と家庭の両立を図るための環境整備が求められています。

また、育児休業制度については、雇用環境や就業規則を理由に取得が進んでいない保護者がいる現状があるため、企業への積極的な働きかけが必要です。

施策の取組

子育て世代が働きやすい環境を実現するため、事業所における子育て支援の強化や育児休業制度の普及に向けた広報活動や啓発を積極的に行います。また、ハローワークなどの関係機関と連携し、雇用環境の改善を進めるとともに、求職者の就業支援を促進する取組を推進します。さらに、子育て家庭の不安解消に向けて、母子健康手帳や赤ちゃん手帳の交付時や乳幼児健診の際にアンケートやヒアリングを実施するほか、産前産後サポート事業を通じて相談体制を充実させ、切れ目のない支援を提供できる体制の整備に取り組みます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
育児休業、育児休暇をとりやすい環境づくり	仕事と家庭を両立できるよう、事業所における子育て支援策の推進や、関係機関と連携し、育児・介護休業制度普及のためのチラシの配布等により広報・啓発活動に取り組みます。	継続実施	企業立地課
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携し、雇用及び労働条件の改善や、再就職を希望する保護者への支援（ハローワーク等の関係機関の紹介等）を行います。	継続実施	企業立地課
育児相談の開催	母子健康手帳、赤ちゃん手帳交付時及び乳幼児健診や相談の際にアンケートや聞き取りを行い、働きながら育児を行っている家庭を対象に、家庭や育児等の伴走型相談を実施します。	継続実施	子育て世代包括支援センター
多様な働き方への支援の推進	多様な雇用形態を踏まえ、子育てをしている全ての家庭を対象とした相談・育児支援の推進、延長保育や一時預かり事業の実施支援、産前産後のサポート、訪問型やサービス型の産後ケアを行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター

基本目標3 こどもの健やかな成長に資する環境の整備

推進施策1 安心して妊娠・出産できる環境の確保

現状と課題

妊娠期から出産、育児に至るまで一貫した支援を提供することで、母子の健康維持や親の育児不安の軽減を図る必要があります。また、支援が必要な家庭に適切なサポートが行き届くよう、母子の健康状態を的確に把握する取組が重要です。

食生活においては、朝食をとらない習慣や偏った食習慣、さらには思春期にみられる過度なやせ志向が、心身の健康に深刻な影響を及ぼす問題として挙げられます。

思春期保健の分野では、性に関する健全な意識を育むとともに、性や性感染症の予防について正確な知識を広めることが不可欠です。

こどもを安心して産み、健やかに育てられる環境を整えるためには、小児医療体制の充実が必要です。加えて、こどもの病気に関する正しい知識の普及や啓発を進めるとともに、保健指導や相談支援などにも取り組む必要があります。

施策の取組

妊娠から出産・育児までの母子保健事業を充実させるため、医療機関との連携や家庭訪問を通じて母子の健康を守り、ハイリスクな妊産婦や新生児への支援を強化します。乳幼児期から正しい食習慣を身につけることで健康的な生活を促進し、学校と連携して食育の機会を増やし、心身の健全な成長を支えます。

思春期保健では、生命の尊さを伝える性教育や性感染症予防、喫煙・飲酒・薬物の影響に関する学習を充実させ、自他を大切にできる児童生徒を育成します。心のケアとして、スクールカウンセラーの配置や適応指導教室の開設を進め、不登校児童生徒を支援します。また、家庭では疾病や事故を防ぐ知識を広めるためパンフレット配布や講話を実施し、地域の小児医療体制を整え受診率向上に取り組めます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に医療機関における健康診査及び歯科健診を行い、安全な出産と母子の健康確保に取り組めます。 今後は、医療機関との連携を図りハイリスクな妊婦への支援の強化と指導を行います。 また、妊婦歯科健康診査の受診率向上に取り組めます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
妊産婦・新生児・乳幼児等訪問及び相談事業	特定の妊産婦、ハイリスク新生児の早期発見、早期対応に努め、赤ちゃん訪問100%を維持し、安全な出産や育児支援を進めるとともに、育児指導を行い在宅における子育て支援を実施します。	継続実施	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
母子健康・赤ちゃん手帳の交付	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を把握するため、母子健康・赤ちゃん手帳の交付と情報提供・保育指導を行い、安全な出産と母子の健康確保、育児支援に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
乳幼児健康診査 乳幼児相談	1か月児、3か月児、9か月児については医療機関において健康診査を行い、6か月児、3歳児、5歳児については「元気の泉」で健康診査を行うことにより乳幼児の健康確保及び増進に取り組みます。4～5か月児相談では離乳食指導及び育児指導とともに、母親同士の仲間づくりの場の提供にも取り組みます。1歳児相談では歯磨き指導及び保健指導を行い、育児支援に取り組みます。あわせて、適切な時期に健康診査、相談を受けられるよう、周知・未受診勧奨に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
歯科健診	2歳児、2歳6か月児における歯科健診やフッ素塗布、歯磨き指導を行うとともに、保育施設、学校、歯科医師会等との連携強化を図ります。 また、受診率の向上のため、受診勧奨や食育・歯科保健指導を強化し、こどもの口腔の健康の確保に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
食育事業の推進	こども及びその親を対象にした減塩教育を行うほか、食事の楽しさや大切さを学び、元気な体、豊かな心を育むため、学校、学童保育、放課後子ども教室等と連携し、食育の機会の増加に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
スクールカウンセラーの配置・適応指導教室の開設	学校との連携を図りながら思春期における心の悩みを気兼ねなく相談できる体制づくりを整備し、希望のある小学校及び全中学校へスクールカウンセラーの配置及び「あすなろ塾」の周知を継続することで、学校不適応等により学校へ通うことが難しい児童生徒への学習の保障、進路や学校との連絡・相談など、心のケアに取り組みます。	継続実施	学校教育課
学校における性（生）教育の充実	正しい知識を身につけることで、感染症等の予防や健全な体の育成に取り組みます。また、「生命の尊さ」を知るために、「生」と「性」との関連を認識させる教育を行います。 引き続き、発達段階に応じた性（生）教育を授業の中で行い、健全な児童生徒の育成に取り組みます。	継続実施	学校教育課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
思春期保健事業の充実	思春期におけるこどもの心と体の発達、総合的な保健事業の充実に取り組みます。 今後も教育委員会等関係機関と連携し親と子に対して、適切な時期に知識を普及することで健康的に思春期を経過させて成人期へ導くことを目指します。	継続実施	子育て世代包括支援センター
こどもの病気等に対する正しい知識の普及	家庭訪問や各種健康診査を利用したパンフレットやリーフレット等の配布、講話等により、こどもの疾病への対処や事故の防止ができるよう、また、適切な時期でのワクチン接種により病気予防効果が十分得られるよう、家庭における正しい知識の普及を推進し、個別相談の対応を行います。	継続実施	保健推進課 子育て世代包括支援センター
医療体制の充実	県等に対し機会を捉えた要望活動を継続しながら、地域における小児医療体制の充実に取り組みます。	継続実施	保健推進課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談等を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談等の援助を行います。 妊産婦や乳幼児の保健指導、健康診査、家庭訪問や各種相談などの機会を通じて面談を行い、妊娠期からの切れ目のない支援に努め、必要に応じて医療機関や関係機関との連携に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
産後ケア事業	退院直後の母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
発達支援教室	こどもそれぞれの発達過程や、好ましい関わり方についてアドバイスを受けられる教室です。こどもにとって適切な環境で、好ましい関わり方をすることで、発達を促すことができます。必要に応じて、保育所等へ関わり方のアドバイスをし、医療・福祉サービスの紹介をします。	継続実施	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
妊婦のための支援給付事業 (令和6年度まで出産・子育て応援事業)	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦であることの認定後に5万円、その後の届け出を受け、妊娠しているこどもの人数×5万円を支給することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援に取り組めます。	継続実施	子育て世代包括支援センター

推進施策2 児童の健やかな育成に資する環境の整備

現状と課題

次世代を担うこどもたちが、豊かな人間性や生きる力を育むためには、教育環境の整備が不可欠です。近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などが進む中で、家庭や地域が持つ教育力の低下が懸念されており、これらを総合的に強化する取組が求められています。

さらに、性や暴力に関する過激な有害情報が、雑誌、DVD、インターネット、携帯電話などを通じて容易に手に入る状況に加え、最近ではSNSを利用したいじめなども深刻な問題となっています。こうした影響がこどもたちに与える悪影響は深まる一方であり、その対策が急務となっています。

施策の取組

次世代を担うこどもたちの実態を的確に把握し、「確かな学力」を身につけるとともに、豊かな心と健やかな体を育むために、学校教育環境の整備を進めます。また、研修内容を更に充実させ、教員の資質向上と専門性の深化に取り組めます。

加えて、児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、その能力を最大限に引き出すため、特別支援教育を推進するとともに、教育相談体制の強化に取り組めます。また、有害情報からこどもたちを守るため、こどもを取り巻く環境の改善に注力し、市少年補導員による計画的な活動を実施します。家庭、地域、行政が連携した取組を進めることで、児童の健全な成長を支援します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
教育施設整備事業	老朽化した校舎や設備などの計画的な整備に努めるほか、児童生徒数の減少により生じる余裕教室を特別支援教室に改修するなど有効活用し、学校教育環境の向上に取り組めます。	継続実施	教育総務課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
特別支援教育の推進	障がいのあるこどもの就学については、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし社会的自立を促すため、障がいの種類と程度に応じて配慮ある指導を行います。 生活福祉部と連携をとりながら、幼児期からの教育相談体制を整備し、研修等を通して、より充実したものになるよう図ります。 また、各小・中学校でも特別支援教育体制を充実させるとともに、くじかがやき支援員の配置も継続して行います。	継続実施	学校教育課
道徳教育・人権教育の充実	心豊かに主体的に生きられる道徳性の育成を図るとともに、児童生徒一人ひとりが持っている個性や能力を大切にする道徳教育及び人権教育の充実に取り組めます。 国や県の方針等に基づき、研修内容の一層の充実に取り組めます。	継続実施	学校教育課
教員の資質の向上	日常の授業を基軸とした校内研修の充実、久慈市教育研究所における実践的研究の推進と成果の普及、職務内容や経験年齢に応じた研修等の充実を図り、教員としての資質と専門性の向上に取り組めます。 今後はキャリア・ライフステージに応じた研修を行うだけでなく、授業改善研修や市独自の研修の機会を設定するとともに、研修内容の一層の充実に取り組めます。	継続実施	学校教育課
教育相談の充実	児童生徒一人ひとりを正しく理解するとともに、教育相談体制の確立や適応指導教室の活用などを進め、不登校、いじめ、校内暴力等の解消に取り組めます。 引き続き、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、あすなろ塾など、相談窓口や相談機関の周知及び活用に取り組めます。	継続実施	学校教育課
家庭児童相談の充実	家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉向上を図り、家庭環境の変化等により増加する養育相談等へ対応するため、家庭相談員による相談業務を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
地域における教育機能の充実	地域の教育力を高めるため、啓発活動を行うとともに、各団体の活動発表による事例交流と協議を行うなど、地域の行事や子ども会、PTAなどの地域活動の活性化を図り、親やこども等の積極的な参加を推進します。	継続実施	生涯学習課
街頭補導活動の実施	市少年センター専任補導員による日常街頭補導及び少年補導委員による合同巡回補導等を計画的に実施し、問題行動の早期発見と未然防止に取り組みます。	継続実施	社会福祉課
環境浄化活動(有害図書立入調査)の実施	市少年センター補導員による自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査を計画的に行い、青少年に悪影響を及ぼすと思われる有害図書等の排除を呼びかけます。	継続実施	社会福祉課
青少年健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布や学校支援地域本部事業などを通して、家庭・地域・行政が一体となった児童の健全育成の推進に取り組みます。	継続実施	生涯学習課

推進施策3 こどもの健康と安全の確保

現状と課題

こどもからお年寄りまで、全ての市民が安心して外出できるよう、道路交通環境の改善や、人々が集い、くつろげる公園などの整備が求められます。さらに、こどもが事故や犯罪の被害に遭わないよう、市民一人ひとりが防犯意識を高め、協力し合う体制を築くことが大切です。

施策の取組

こどもから高齢者まで、全ての市民が安心して外出できる環境を実現するため、道路交通環境の改善や安全点検調査を行うとともに、交通安全教育や街頭での啓発活動を実施し、交通安全への意識向上に取り組みます。

また、高齢者や障がいを持つ方々、こども連れの親子など、誰もが利用しやすい公園施設の整備に取り組みます。さらに、老朽化した施設については長寿命化を図り、適切な維持管理に取り組みます。

防犯対策においては、防犯情報の提供や地域住民を対象とした啓発活動を通じて、犯罪の発生を未然に防ぐ取組を進めます。また、防犯ボランティアの登録促進や防犯灯の設置・更新を行い、久慈警察署や防犯団体などと連携して地域の安全活動を推進します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
交通安全施設整備事業	全ての市民が安全に安心して通行できる歩道の設置や段差の解消など、バリアフリーな歩行空間の整備を図るとともに、信号機の設置や道路標識等、道路環境の整備を進め、交通事故の防止に取り組みます。 また、交通事故を未然に防止するため、幼児から高齢者にいたるまでの各年齢層に応じた交通安全教育を推進します。 関係機関等と連携し、交通安全施設点検を実施するとともに、街頭啓発等を行い、交通安全意識の高揚に取り組みます。	継続実施	建設整備課 生活環境課
通学路の安全確保	こどもたちの通学時の安全確保のために、通学路の安全点検調査を行い、危険な箇所については関係機関と連携の上、対策を検討していきます。	継続実施	教育総務課 生活環境課
公園整備事業	市民の森や公園を緑の拠点として、人々が憩い、交流できる公園や緑地等の施設整備に努めるとともに、老朽化した施設の撤去や更新、修繕を行い、公園等を安全に利用できるよう適切な維持管理に取り組みます。	継続実施	林業水産課 道路河川維持課 農政課 産業建設課

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
防犯対策の推進	広報等を通じて、防犯に関する情報を提供し、市民一人ひとりの防犯協力体制の確立と防犯意識の高揚に取り組みます。 また、安全で住みよい地域社会を実現するため、市民の自主的な参加を促進し、防犯ボランティアの登録や防犯灯の設置・更新等を実施するなど環境の整備に取り組みます。 久慈警察署や防犯関係団体等と連携・協力し、地域安全活動を推進します。	継続実施	生活環境課

基本目標4 特別な支援が必要な子どもへの配慮

推進施策1 児童虐待防止対策の充実

現状と課題

児童虐待は、家族間のトラブルや子育ての孤立感に加え、社会的要因も絡んでおり、どの家庭にも起こり得る問題です。そのため、こどもの状況を適切に把握し、相談体制を整備・充実させることで、児童虐待の早期発見と防止を図る必要があります。同時に、虐待を受けた子どもたちへの支援も積極的に行うことが求められます。

施策の取組

児童虐待から子どもを守るため、関係機関との連携を強化し、保育所や学校などにも協力を依頼して、児童の状況把握に努めています。これにより、虐待の早期発見と防止に取り組んでいます。特に、養育支援が必要な家庭については家庭訪問を行い、適切な指導や助言を提供することで、虐待の発生を未然に防ぐ取組を進めます。

また、要保護児童対策地域協議会の関係機関や市民を対象に研修会を実施するほか、民生児童委員による見守り活動を行うなど、地域全体で児童虐待防止に取り組む環境づくりを推進しています。さらに、虐待を受けた子どもが抱える心理的・身体的な苦痛を和らげ、立ち直りを支援するため、関係機関と連携し、子どもとその家庭に対して包括的な支援を提供します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
児童虐待の防止	増加する要保護児童等への対応について、要保護児童対策地域協議会関係機関及び市民を対象とした研修会等を開催し、市や児童相談所への迅速な通告など、地域ぐるみで児童虐待防止に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
虐待防止ネットワークの活用	関係機関と連携を図りながら児童虐待の実態把握を行うとともに、児童虐待防止に関するサポートと児童虐待防止月間に合わせて周知・啓発活動を推進します。 要保護児童対策地域協議会の定例会等により、定期的な情報共有を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
虐待の早期発見と発生予防の推進	令和7年4月からこども家庭センターを開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する切れ目のない支援体制を構築するとともに、関係機関との連携を図り、健康相談、健康診査、訪問指導、予防接種などのあらゆる機会において、児童虐待の早期発見と発生予防に取り組みます。 また、児童等の状況を把握しやすい保育所や学校等へ早期発見、通告について協力依頼を行い、重要性について周知を行います。	拡大	子育て世代包括支援センター 保健推進課
主任児童委員、民生児童委員との連携	パンフレットの配布により、要保護児童等への対応について周知啓発するとともに、児童虐待の早期発見、早期対応を実現するため、主任児童委員や民生児童委員と連携して家庭の見守りを行いながら、児童虐待防止対策を推進します。	継続実施	子育て世代包括支援センター
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。また、児童虐待の予防となるよう支援を行います。 今後は、特定の妊婦及び特定の妊婦が出産した乳幼児を中心に家庭訪問し、養育の支援をすることで、虐待の発生予防に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター

推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状と課題

ひとり親家庭では、子育てと仕事の両立を一人で担う必要があるため、負担が大きく、経済的自立を支援する必要がある家庭が少なくありません。また、ひとり親家庭が直面する問題は多岐にわたるため、相談支援を更に充実させることが求められています。

施策の取組

ひとり親家庭の自立を支援するため、精神面及び経済面でのサポートを行います。精神的な支援については、相談窓口の体制を充実させるとともに、必要に応じて専門機関を紹介し、問題解決に向けた取組を進めます。経済的な支援については、制度の周知を図りながら、支援が必要な家庭を明確化し、申請者に対して制度の内容を丁寧に説明することで、必要な支援が確実に届くよう取り組みます。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
ひとり親家庭対策の充実	ひとり親家庭に対して、家庭児童相談員、女性相談支援員による生活相談の充実を図り、適切な指導と助言に努めるとともに、経済的自立を促進します。 また、各種支援制度の周知を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当支給を行い、経済的自立支援の充実に取り組みます。 また、対象者に支給資格の確認事務を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター
女性相談の充実	女性の抱える諸問題に対応する悩みや不安を、女性相談支援員による相談・助言・指導により解消・軽減に取り組みます。 また、必要に応じて専門機関を紹介するなど問題解決への支援を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター
ひとり親家庭医療費の支給	ひとり親家庭の扶養者と高校生等までを対象に医療費給付を実施します。児童は高校生等まで受給者負担がありません。	継続実施	市民課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	福祉資金の貸付を行い、ひとり親家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上に取り組みます。 また、ひとり親家庭に対して高等職業訓練促進給付金などの支援を行います。 今後も制度の周知や申請者に対して制度の説明を行います。	継続実施	子育て世代包括支援センター
児童育成支援拠点事業	ひとり親世帯などの小学生に対し、学習習慣や生活習慣を学びなおすための居場所を提供し、宿題・個別学習や体験活動・文化活動を通じて、将来の自立に向けた力を育みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター

推進施策3 障がい児施策の推進

現状と課題

全ての人々が平等に生活を営める「ノーマライゼーション」の理念を基盤とした社会の実現が求められています。そのためには、障がいのあるこどもたちの健やかな成長を支え、彼らの親を温かく見守る環境を整備することが重要です。このような環境づくりを社会全体で協力しながら推進していく必要があります。

施策の取組

障がいのあるこどもや発育の遅れがみられるこどもたちに対して、適切な療育や保育の機会を提供する事業を更に充実させ、受入れ体制を強化することで、全てのこどもたちの健全な成長を支援します。また、インクルーシブ教育の理念に基づき、障がいの有無や発達状況に関わらず、全てのこどもが共に学び成長できる環境づくりを推進します。さらに、専門的な相談サービスを提供するとともに、保護者を対象とした学習会や研修会を開催し、育児不安の軽減に取り組めます。地域の保育・教育関係者とも連携し、包括的な支援体制を構築することで、こどもたち一人ひとりの多様なニーズに応じた支援を行い、多様性を尊重する社会の実現に貢献します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
障害児（者）地域療育等支援事業	療育関係機関と連携し、在宅障がい児（者）の地域における生活を支えるため、療育指導、相談、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行います。 保護者向け学習会や研修会を開催することで、適切な対応や効果的な関わり方を習得する機会を提供し、支援の充実に取り組めます。	継続実施	社会福祉課
障害児・医療的ケア児保育事業	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児（医療的ケア児を含む）を受け入れる保育事業を行います。 今後、利用希望のある障がい児を全て受け入れられるように、特定教育・保育施設等と連携し、受入れ体制を構築していきます。	継続実施	子育て世代包括支援センター
特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当を支給し、把握し得る該当者へは案内を行うなど、引き続き児童福祉の増進に取り組めます。	継続実施	社会福祉課
児童発達支援事業・放課後デイサービス事業	事業所や相談支援専門員等と連携し、心身に障がいのある児童の療育サービスへつなぐことを目指し、相談体制の充実に取り組めます。	継続実施	社会福祉課

推進施策4 経済的困難を抱える家庭への支援

現状と課題

令和5年度に、岩手県内の小学2年生・中学2年生の児童生徒及びその保護者全てを対象に行った「岩手県子どもの生活実態調査」により、次のとおり公表されています。

- ・ 岩手県全体の調査対象世帯のうち、令和4年の世帯年収（税込）を世帯員数の平方根で除して得た値が150万円未満の世帯の割合は12.8%となっています。
- ・ 世帯の等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って得た値。以下「収入」という。）の中央値は2,683,282円、中央値の1/2は1,341,641円となっています。※1
- ・ 「収入が中央値以上の世帯」では、両親のいる世帯の割合が94.5%、ひとり親世帯の割合が4.0%であり、「収入が中央値の1/2未満の世帯」では、両親のいる世帯の割合が55.2%、ひとり親世帯の割合が42.4%であり、ひとり親世帯の方が、収入が少ない傾向があります。
- ・ 経済的な理由により「電気・ガス・水道などが止められた」「医療機関を受診することができなかった」などの経験について、「どれにもあてはまらない」と回答した世帯は、平成30年度の52.5%に対し、57.8%となっており、改善がみられます。
- ・ 「子ども食堂などの居場所があった場合、利用したいと思うか」との設問に対し、「現在利用している」と答えた世帯の割合は、収入が中央値以上の世帯は1.5%、中央値の1/2未満の世帯は2.7%であり、「今後利用したいと思う」と答えた世帯の割合は、収入が中央値以上の世帯は21.1%、中央値の1/2未満の世帯は、32.7%となっています。

収入が低い世帯の方が、利用ニーズが高い傾向がありますが、収入階層に関わらず「こどもの居場所」に対する一定程度のニーズがみられます。

※1 国民生活基礎調査においては、等価可処分所得の中央値の1/2を貧困線としている。

（参考）令和3年国民生活基礎調査の状況

中央値の1/2：1,270千円、相対的貧困率：15.4%、こどもの貧困率：11.5%

施策の取組

全てのこどもたちが生まれ育った環境や経済状況に左右されることなく、未来に希望を持ち、自立する力を身につけられるよう、地域全体で連携しながらこどもや保護者への支援を行い、そのための機会と環境を積極的に提供します。

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課
発見から支援につなぐ体制の整備	貧困の状況にあるこどもが、様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられないことがないよう、支援の必要な家庭やこどもを早期発見し、適切な支援を行うため、子ども家庭支援員や女性相談支援員の相談対応など相談事業等の充実や関係機関との連携の強化に取り組みます。 また、令和7年4月から子ども家庭センターを開設し、全ての妊婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目のない支援を実施します。 さらに、地域住民や行政、学校、企業、NPO等の関係団体との連携を図り、地域全体でこどもの貧困対策に取り組みます。	拡大	子育て世代包括支援センター
こどもへの支援	全てのこどもが、家庭環境や経済状況に左右されることなく、自分の能力・可能性を最大限伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、企業やNPO、大学等との連携を促進し、学習等に課題を抱えるこどもの学習支援を行います。 また、各学校において、児童生徒のよさを受容し、積極的に褒め認めながら、自己肯定感を醸成する生徒指導を行っていきます。 さらに、こどもが安心して過ごせる「子ども第三の居場所」の運営を支援し、基本的な学習習慣や生活習慣の定着に取り組みます。	継続実施	子育て世代包括支援センター 学校教育課
保護者への支援	こどもの貧困対策を推進するにあたっては、保護者への支援が重要であり、生活保護や各種手当など、世帯の生活の基盤を下支えするとともに、子育てと就業の両立など、ひとり親家庭等が抱える様々な課題に対応するため、生活支援のほか、就学支援や就労支援を実施します。	継続実施	子育て世代包括支援センター

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

近年、社会情勢の変化や経済的な困難の深刻化により、子育て家庭を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。同時に、地域社会においても、核家族化の進行や地域コミュニティのつながりの希薄化が進み、保護者が感じる負担や孤立感、不安が増大しています。また、虐待やいじめ、こどもの連れ去りといった社会問題の影響により、こどもたちが安心して成長できる環境が失われつつある現状が顕著です。

これらの子育てに関する課題は、家庭内だけで完結するものではなく、社会全体で解決すべき重要なテーマです。そのため、家庭や地域、学校、企業、行政など様々な関係機関がそれぞれの役割を認識し、緊密に連携を取ることが求められます。本計画では、これらの取組を通じて地域全体が一体となり、子育て家庭が安心して暮らせる環境づくりを目指していきます。

2 関連機関との連携

(1) 関係機関の連携会議の開催

計画推進に向けて、国、岩手県、近隣市町村をはじめ、市内企業や地域の関係機関（幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、児童相談所、警察機関、医療機関、教育機関等）との連携を強化していきます。

また、各種関係機関との連携・協力のもと、様々な連携会議の開催などを通じて、子育て支援に関する情報の収集・整理を行い、活発な情報交換とネットワークづくりを推進します。

(2) 関係機関の連携を推進する取組

保護者が必要とする時に必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業を実施します。

①利用者支援事業

専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援や母子保健及び児童福祉等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行います。

②地域子育て支援拠点事業

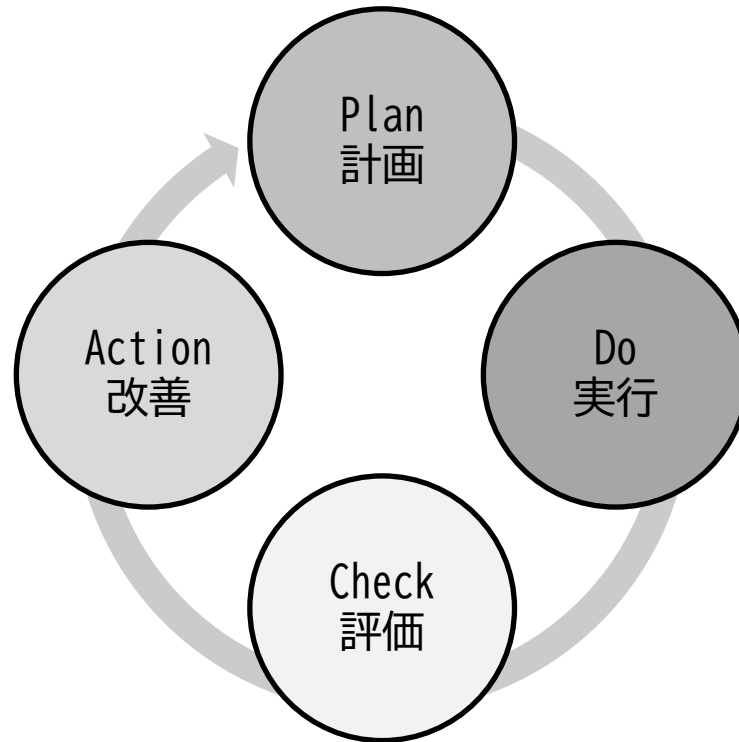
保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりとこどもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施します。

③子育て援助活動支援事業

地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施します。

3 計画の進行管理及び計画の点検・評価

子ども・子育て支援施策の進捗状況を把握し、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、計画の見直しや施策の改善に役立てるPDCAサイクルの確立が重要です。毎年度、取組の進捗管理と事業目標に基づく効果検証を実施し、中間年には必要に応じ計画を見直します。



資料編

1 久慈市 児童福祉審議会

(1) 条例

平成 18 年 3 月 6 日

条例第 97 号

改正 平成 25 年 10 月 15 日条例第 15 号

令和 5 年 5 月 8 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、久慈市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関すること。
- (3) 青少年に関すること。
- (4) その他妊産婦及び知的障害者等の福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織し、児童福祉又は子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成20年4月30日までの間に委嘱される委員(第2条第2項ただし書に規定する補欠の委員を除く。)の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成20年4月30日までとする。

附 則(平成25年10月15日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成26年4月30日までの間に委嘱される委員(第3条第2項ただし書に規定する補欠の委員を除く。)の任期は、同項本文の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。

附 則(令和5年5月8日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 委員名簿

委員任期：令和6年5月1日～令和8年3月31日

氏 名	備 考
委員長 稲田 泰文	久慈地区保育所協議会 (久慈市民間保育園長会 会長、久慈保育園 園長)
副委員長 高畑 小三郎	久慈市民生児童委員協議会 理事、主任児童委員部会長
小関 稔	久慈市校長会 (長内小学校 校長)
小室 好司	久慈市校長会 (小袖小学校 校長)
間 加壽子	久慈市民生児童委員協議会 監事、主任児童委員
高柳 史朗	久慈市民生児童委員協議会 理事、青少年部会長
沢里 厚子	久慈地区保育所協議会 (施設長専門部会 会長、長内保育園 園長)
一井 薫	岩手県福祉総合相談センター県北駐在 児童福祉司
鈴木 はるみ	幼保連携型認定こども園久慈幼稚園 副園長
岩城 凌	久慈市保育園保護者連合会 会長
田表 香織	久慈市学童保育連絡協議会 (久慈学童保育所第1 みつばちの家 主任)
長内 千夏子	久慈市学童保育連絡協議会 (久慈学童保育所父母の会 会計)
齊藤 豊	久慈市PTA連合会 顧問
小上 耕世	久慈商工会議所青年部 会長
伊藤 祥子	久慈幼稚園父母の会 会長

第3期久慈市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行
(令和8年3月一部改定)

発行：久慈市

編集：久慈市生活福祉部子育て世代包括支援センター

〒028-0014 岩手県久慈市旭町第8地割100番地1

T E L 0194-52-2169 (直通)

F A X 0194-52-3197